

第四計画期間に適用する改正事項等 説明資料



- 1. 第四計画期間に適用する改正事項等** **スライド2**
- 2. オンライン機能の拡大について** **スライド73**
- 3. その他事項** **スライド80**
- 4. 御質問等をお寄せいただく場合の方法等** **スライド83**

1. 第四計画期間に適用する改正事項等

1. 第四計画期間に適用する改正事項等

1-1. 制度概要（スライド4）

1-2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について（スライド8）

1-3. 年度排出量の算定方法について（スライド15）

1-4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について（スライド28）

1-5. その他ガス排出量の算定方法について（スライド40）

1-6. 基準排出量について（スライド42）

1-7. 削減義務率について（スライド48）

1-8. トップレベル事業所認定の仕組みについて（スライド54）

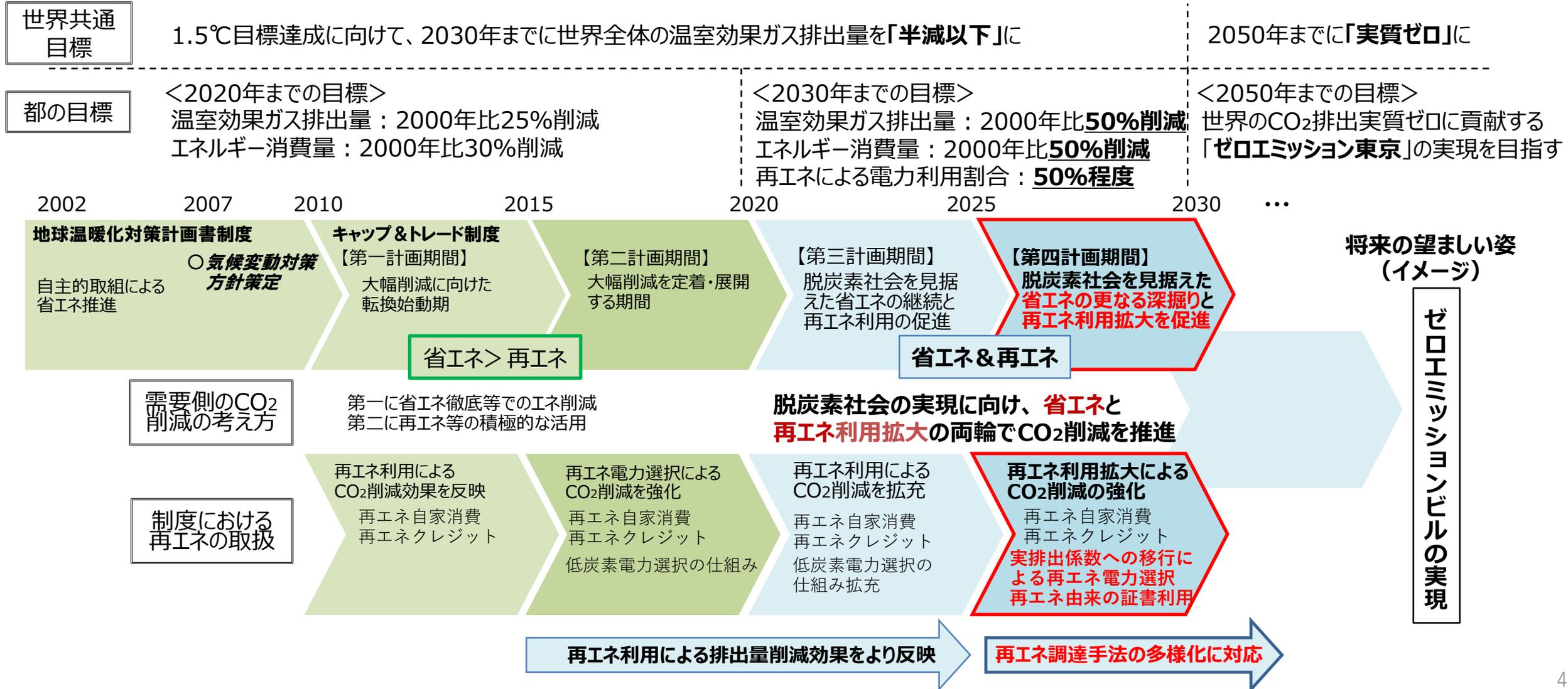
1-9. 義務履行手段等について（スライド59）

1-10. 特定テナント等事業者の評価制度について（スライド64）

1-11. 計画書等における報告・公表内容の拡充について（スライド67）

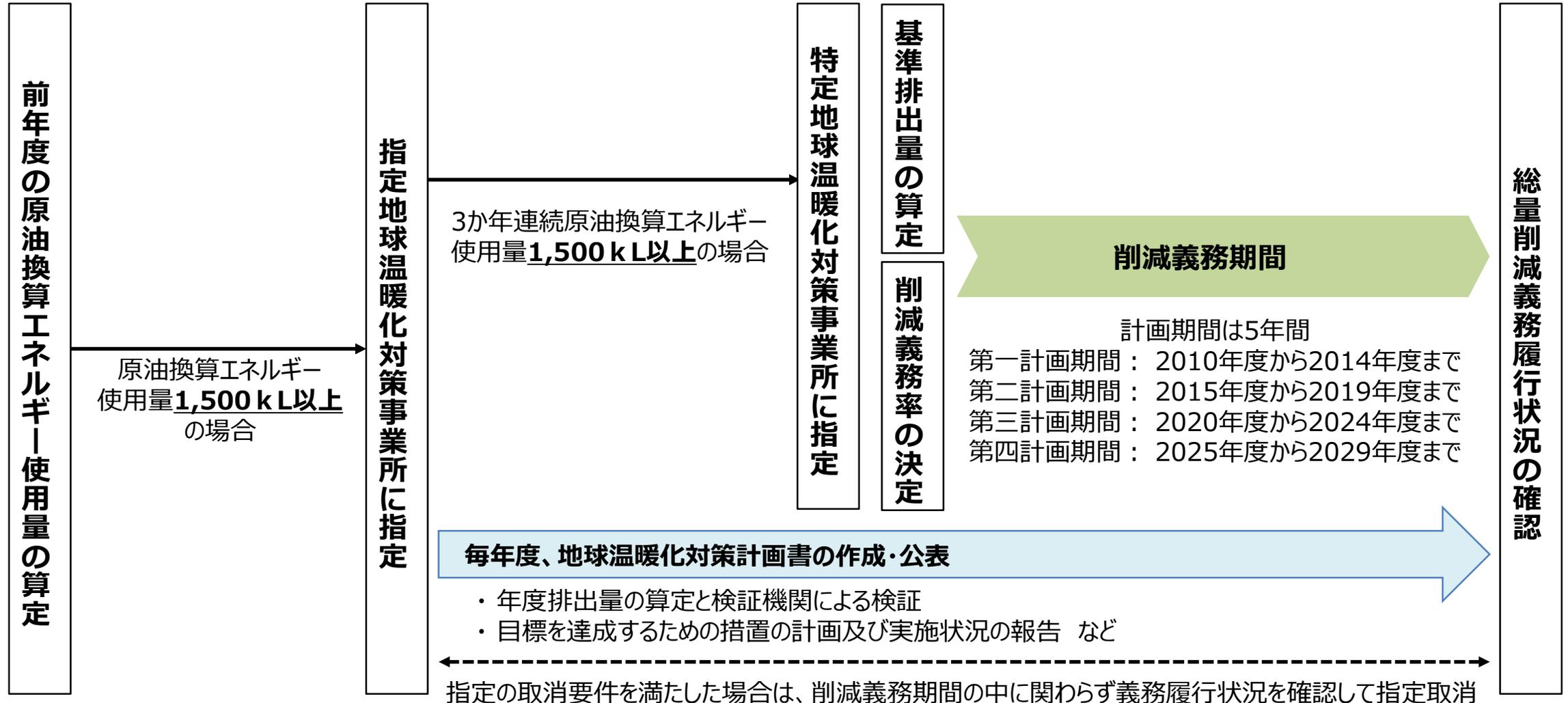
1-1. 制度概要

● 「キャップ&トレード制度の取組イメージ」



1-1. 制度概要

● 第四計画期間における制度の主な流れ（第三計画期間と同様）



● 第四計画期間における排出量削減の手法

1. 自らで削減

【省エネ対策】

- 高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など（「燃料・熱・電気の使用量」を削減する対策）

【再エネ等の利用】

- オンサイト・オフサイト再エネの利用、低炭素な電気・熱の利用（実排出係数への移行）、再エネ由来の証書利用など
再エネ電気・熱の調達手法の多様化を踏まえ、事業所の排出量算定に利用できる再エネを拡大

2. 排出量取引（自らの削減対策に加え、総量削減義務制度を補完する仕組み）

● 超過削減量

削減義務量を超えて削減した量のうち、省エネ対策・再エネ利用(オンサイト・オフサイト)の実績に応じて創出される量

● 都内中小クレジット（都内削減量）

都内中小規模事業所のエネルギー使用量削減による排出削減量

● 再エネクレジット（環境価値換算量・その他削減量）

再生可能エネルギーの環境価値（グリーン電力証書等）

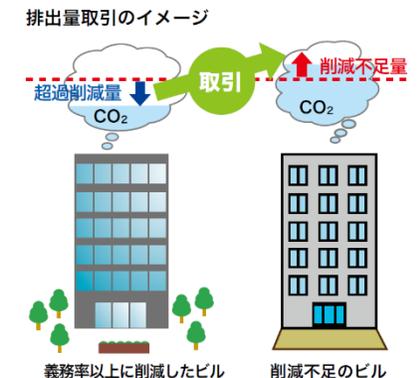
● 都外クレジット（都外削減量）

都外大規模事業所の省エネ対策・再エネ対策による削減量

● 埼玉連携クレジット（その他削減量）

埼玉県目標設定型排出量取引制度により創出された埼玉県のクレジット

超過削減量の連携は継続し、中小クレジットについては第四計画期間は連携を一時休止する。



※ 市場取引ではなく、事業者同士の相対取引により実施

3. 第三計画期間からのバンキング

第三計画期間の超過削減量やクレジットを、第四計画期間の削減義務に利用することができる。

1. 第四計画期間に適用する改正事項等

1 - 1. 制度概要 (スライド4)

1 - 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について (スライド8)

1 - 3. 年度排出量の算定方法について (スライド15)

1 - 4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について (スライド28)

1 - 5. その他ガス排出量の算定方法について (スライド40)

1 - 6. 基準排出量について (スライド42)

1 - 7. 削減義務率について (スライド48)

1 - 8. トップレベル事業所認定の仕組みについて (スライド54)

1 - 9. 義務履行手段等について (スライド59)

1 - 10. 特定テナント等事業者の評価制度について (スライド64)

1 - 11. 計画書等における報告・公表内容の拡充について (スライド67)

1 - 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について

● 第四計画期間における制度対象事業所の要件（第三計画期間と同様）

➤ 制度対象事業所の要件については、第三計画期間の3つの分類を継続

分類	要件
指定 地球温暖化対策事業所	前年度の燃料、熱、電気の使用量が 原油換算で年間合計1,500kL以上 となった事業所
特定 地球温暖化対策事業所	3か年度連続して、燃料、熱、電気の使用量が 原油換算で年間合計1,500kL以上 となった事業所（ 削減義務あり ）
指定相当 地球温暖化対策事業所	前年度の燃料、熱、電気の使用量が 原油換算で年間合計1,500kL以上 となった事業所で中小企業等が所有する部分のエネルギー使用量が2分の1以上の事業所（ 削減義務なし ）

● 第四計画期間における指定取消の要件（第三計画期間と同様）

➤ 指定取消の要件については、第三計画期間の5つの要件を継続

	要件
①	事業活動の廃止またはその全部の休止
②	前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000kL未満
③	原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500kL未満
④	前年度の中小企業等のエネルギー使用量が1/2以上
⑤	事業所区域の変更（事業所統合及び事業所分割）

※ その他要件事項

- 要件②、③、④に該当した場合は、削減義務期間の終了年度を選択可能（選択した期間に対応した義務履行が必要）
- 要件④に該当した場合は、新たに指定相当地球温暖化対策事業所に指定
- 要件⑤に該当した場合は、新たな事業所区域で指定（特定）地球温暖化対策事業所*に指定
*事業所区域変更前の指定状況が継続される。
*事業所区域変更後の事業所区域において、当該申請を行った前年度のエネルギー使用量が1,000kL未満又は申請の前年度末日における床面積が5,000m²未満の事業所を除く。

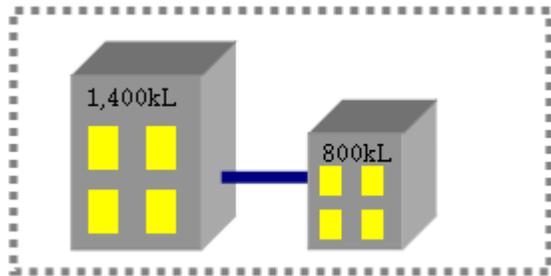
1-2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について

● 事業所範囲の考え方（第三計画期間と同様）

➤ 基本的には、建物、施設単位（住居は除く。）とし、下記の事業所は、複数の建物等をまとめて一つの事業所とみなす。

- ① エネルギー供給事業者からの受電点やガス供給点が同一（エネルギー管理の連動性がある）の場合
- ② 共通の所有者が存在する建物等が隣接している場合
- ③ 共通の所有者が存在する建物等が近接している場合

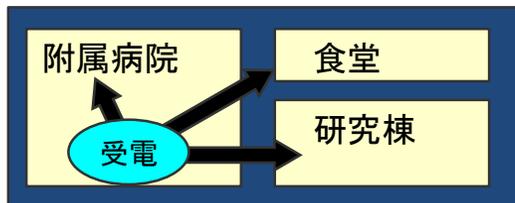
【①エネルギー管理の連動性がある場合】



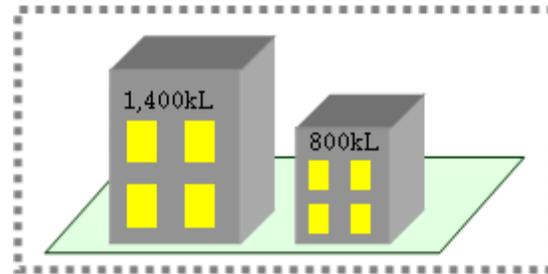
※ エネルギー管理の連動性

- ・ 受電点など、エネルギー供給事業者からのエネルギー供給を受ける地点が同一である。
- ・ 熱供給施設で導管を連結している。

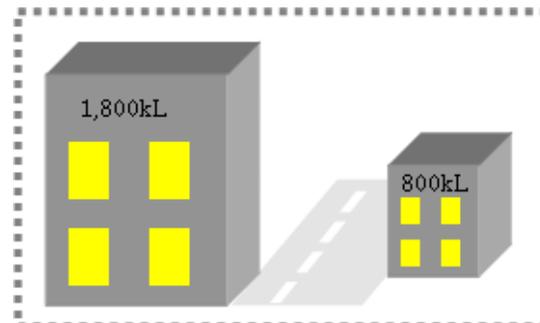
【例】 同一の受電点からの電気供給



【②事業者が近隣に建物を所有する場合で、建物が『隣接』する場合】

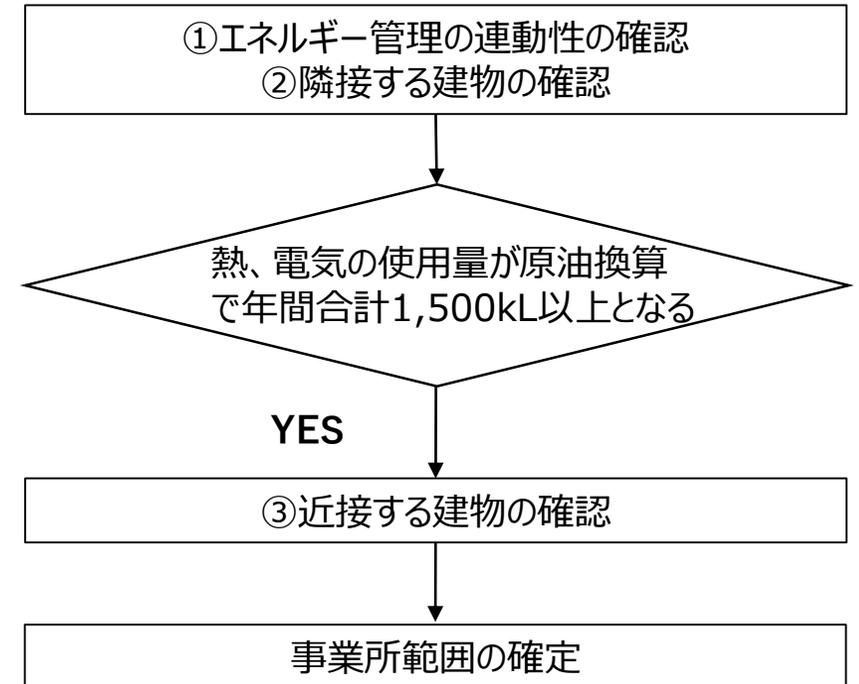


【③事業者が近隣に建物を所有する場合で、建物が『近接』する場合】



※建物等又はそれに付属する周囲の土地が、間に他の建物等、道路、水路を挟まずに接している場合を『隣接』、挟んでいれば『近接』とする。

【事業所範囲確認の流れ】

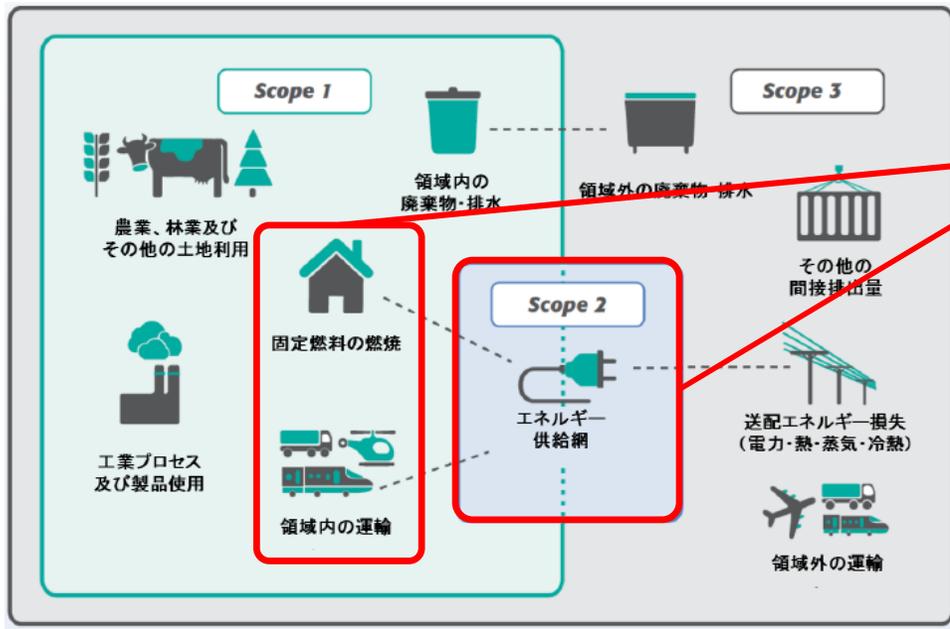


1-2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について

● 原油換算エネルギー使用量の算定対象とするエネルギー

- 削減義務制度である本制度では、**総量削減義務の対象を東京都内での排出割合の高い化石燃料由来のCO₂とする。**
- **原油換算エネルギー使用量の算定対象についても、第三計画期間と同様に「化石燃料、電気及び熱」とする。**

【原油換算エネルギー使用量の算定対象範囲】



- ・ 事業所内で使用された化石燃料
(事業所内の運輸で使用された燃料等も含まれる) (Scope 1内の赤枠)
- ・ 事業所外から供給される電気・熱 (冷水、温水、蒸気) (Scope 2)
※再エネ由来の電気・熱であっても、事業所外から供給される電気・熱は算定対象

【制度対象とするガス】

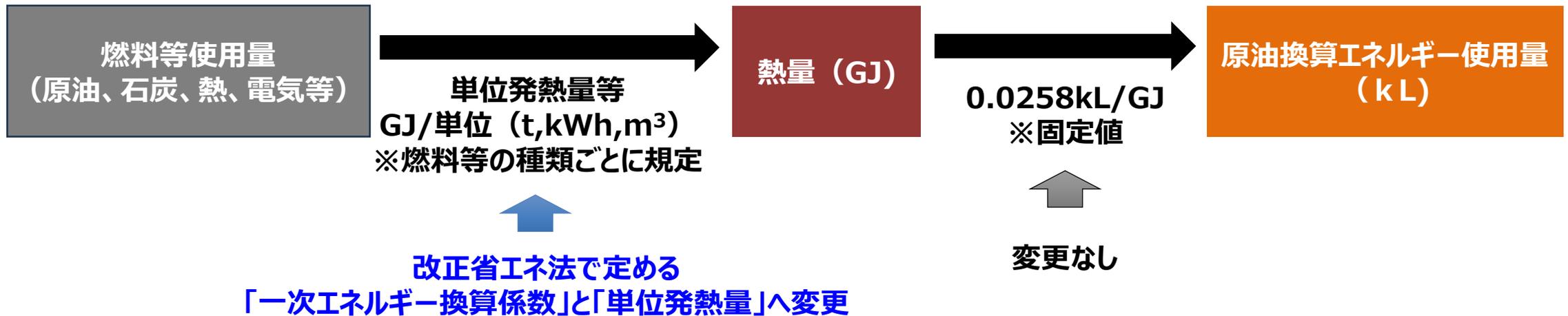
特定温室効果ガス	燃料等の使用に伴って排出されるCO ₂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業者から供給された電気の使用 ・ 都市ガスの使用 ・ 重油の使用 ・ 熱供給事業者から供給された熱の使用 ・ その他エネルギーの使用等 	報告対象となる温室効果ガス排出量	総量削減義務あり
	※原油換算エネルギー使用量の算定対象とするエネルギーは、総量削減義務の対象と同じ			
その他ガス	特定温室効果ガス以外のCO ₂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の焼却 ・ 製品の製造・加工に伴い発生するCO₂ ・ 廃棄物燃料の使用等 	総量削減義務なし	
	CO ₂ 以外のガス (CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重油などボイラーの燃料燃焼に伴い付随的に発生するメタンやN₂O等 		
	水の使用、下水への排水			
	非化石燃料 (水素、アンモニア) の使用			

※「使用量」及び「排出量」を報告する対象は、改正省エネ法と整合させ、再エネ及び非化石燃料 (水素、アンモニア) を新たに報告対象とする。

1-2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について

● 原油換算エネルギー使用量の算定方法 (第三計画期間から変更あり)

- 原油換算エネルギー使用量の算定方法は、第三計画期間と同様
- 原油換算エネルギー使用量の算定に使用する「一次エネルギー換算係数」と「単位発熱量」は改正省エネ法の値に第四計画期間から変更



【計算例】 A重油を年間1,000 KL使用した場合

$$A重油の原油換算エネルギー使用量 = 1,000 \text{ KL} \times 38.9 \text{ GJ/KL} \times 0.0258 \text{ KL/GJ} = 1,003.6 \text{ KL}$$

※ 燃料種等ごとに、原油換算エネルギー使用量を算定し、その合計値が1,500KL以上の場合は、制度対象事業所となる。
燃料種別の単位発熱量はスライド13p参照

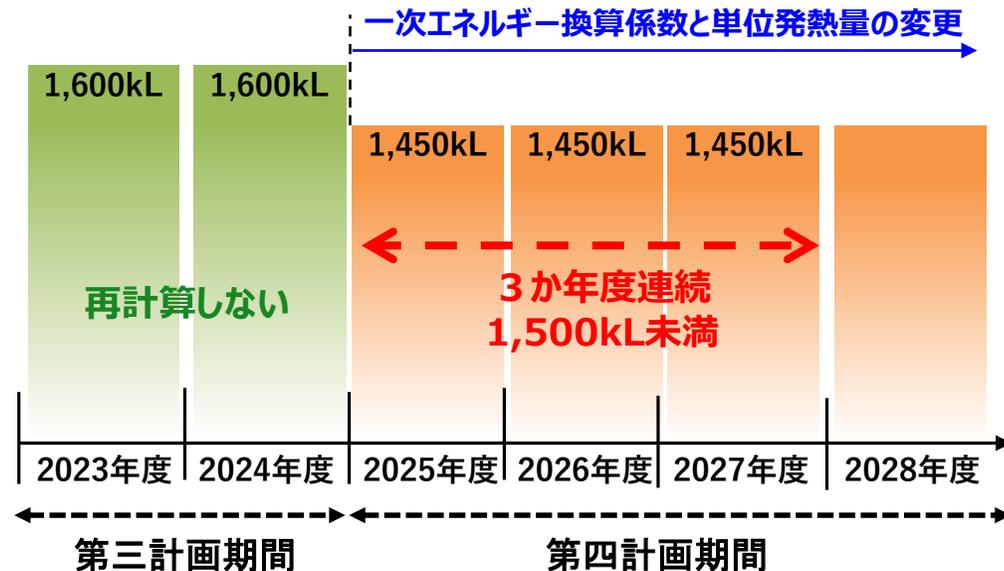
1-2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について

● 指定（特定）・指定取消における原油換算エネルギー使用量の算定方法（第三計画期間と同様）

- 指定（特定）・指定取消要件の確認に使用される原油換算エネルギー使用量の算定方法はスライド19と同様
- 計画期間をまたいで右図の要件を確認する場合、原油換算エネルギー使用量は各計画期間の方法で算定

	要件
特定地球温暖化対策事業所の要件	前年度まで3か年度連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所
指定取消の要件	原油換算エネルギー使用量が前年度まで3か年度連続して1,500kL未満

【指定（特定）・指定取消要件確認に使用する原油換算エネルギー使用量の考え方】



- ・ 第四計画期間から、改正省エネ法に合わせて、「一次エネルギー換算係数」と「単位発熱量」を変更
 （算定対象年度が該当する各計画期間で使用する「一次エネルギー換算係数」と「単位発熱量」で算定）
- ・ 原油換算エネルギー使用量が前年度まで3か年度連続して1,500kL以上又は未満であるかどうかの確認も、上記で算定された原油換算エネルギー使用量で判断

※ 第三計画期間の原油換算エネルギー使用量を、第四計画期間の一次エネルギー換算係数と単位発熱量で再算定した場合に1,500kL以上又は未満となる場合であっても、特定地球温暖化対策事業所又は指定取消の要件を満たさない。

1-2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について

● 原油換算エネルギー使用量の算定に使用する「一次エネルギー換算係数」と「単位発熱量」

燃料の種類	第三計画期間		第四計画期間		
	単位	単位発熱量	単位	単位発熱量	
原油	kL	38.2 [GJ/kL]	kL	38.3 [GJ/kL]	
原油のうちコンデンセート (NGL)	kL	35.3 [GJ/kL]	kL	34.8 [GJ/kL]	
揮発油 (ガソリン)	kL	34.6 [GJ/kL]	kL	33.4 [GJ/kL]	
ナフサ	kL	33.6 [GJ/kL]	kL	33.3 [GJ/kL]	
灯油	kL	36.7 [GJ/kL]	kL	36.5 [GJ/kL]	
軽油	kL	37.7 [GJ/kL]	kL	38.0 [GJ/kL]	
A重油	kL	39.1 [GJ/kL]	kL	38.9 [GJ/kL]	
B・C重油	kL	41.9 [GJ/kL]	kL	41.8 [GJ/kL]	
潤滑油	kL	/ [GJ/kL]	kL	40.2 [GJ/kL]	
石油アスファルト	t	40.9 [GJ/t]	t	40.0 [GJ/t]	
石油コークス、FCCコークス	t	29.9 [GJ/t]	t	34.1 [GJ/t]	
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	50.8 [GJ/t]	t	50.1 [GJ/t]
	石油系炭化水素ガス	千Nm3	44.9 [GJ/千Nm3]	千m3	46.1 [GJ/千m3]
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t	54.6 [GJ/t]	t	54.7 [GJ/t]
	その他可燃性天然ガス	千Nm3	43.5 [GJ/千Nm3]	千m3	38.4 [GJ/千m3]
石炭	原料炭	t	29 [GJ/t]	t	/ [GJ/t]
	輸入原料炭	t	/ [GJ/t]	t	28.7 [GJ/t]
	コークス用原料炭	t	/ [GJ/t]	t	28.9 [GJ/t]
	吹込用原料炭	t	/ [GJ/t]	t	28.3 [GJ/t]
	一般炭	t	25.7 [GJ/t]	t	/ [GJ/t]
	輸入一般炭	t	/ [GJ/t]	t	26.1 [GJ/t]
	国産一般炭	t	/ [GJ/t]	t	24.2 [GJ/t]
	輸入無煙炭	t	26.9 [GJ/t]	t	27.8 [GJ/t]
石炭コークス	t	29.4 [GJ/t]	t	29 [GJ/t]	
コールタール	t	37.3 [GJ/t]	t	37.3 [GJ/t]	
コークス炉ガス	千Nm3	21.1 [GJ/千Nm3]	千m3	18.4 [GJ/千m3]	
高炉ガス	千Nm3	3.41 [GJ/千Nm3]	千m3	3.23 [GJ/千m3]	
	発電用高炉ガス	千Nm3	/ [GJ/千Nm3]	千m3	3.45 [GJ/千m3]
転炉ガス	千Nm3	8.41 [GJ/千Nm3]	千m3	7.53 [GJ/千m3]	
ジェット燃料油	kL	36.7 [GJ/kL]	kL	36.3 [GJ/kL]	

種類	区分	一次エネルギー換算係数				
		第三計画期間		第四計画期間		
電気	一般送配電事業者の電線路を介して供給された買電	昼間 (8時~22時)	9.97	[GJ/千kWh]	8.64	[GJ/千kWh]
		夜間 (22時~翌日8時)	9.28	[GJ/千kWh]		
		昼夜不明	9.76	[GJ/千kWh]		
	上記以外からの買電	9.76	[GJ/千kWh]			
熱	産業用蒸気	1.02	[GJ/GJ]	1.17	[GJ/GJ]	
	産業用以外の蒸気	1.36	[GJ/GJ]	1.19	[GJ/GJ]	
	温水	1.36	[GJ/GJ]	1.19	[GJ/GJ]	
	冷水	1.36	[GJ/GJ]	1.19	[GJ/GJ]	

- 改正省エネ法に合わせて新たな燃料種を追加 (赤枠箇所)
- 単位発熱量及び一次エネルギー換算係数の数値を改正省エネ法に合わせて変更 (青枠箇所)
- 電気は、これまでの昼夜別での把握は廃止し、一律で「8.64GJ/千kWh」を使用
- ガス燃料は、「Nm3」への換算を廃止

※都市ガスは、算定年度における都市ガス事業者の単位発熱量の数値を使用する。

1. 第四計画期間に適用する改正事項等

1 - 1. 制度概要 (スライド4)

1 - 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について (スライド8)

1 - 3. 年度排出量の算定方法について (スライド15)

1 - 4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について (スライド28)

1 - 5. その他ガス排出量の算定方法について (スライド40)

1 - 6. 基準排出量について (スライド42)

1 - 7. 削減義務率について (スライド48)

1 - 8. トップレベル事業所認定の仕組みについて (スライド54)

1 - 9. 義務履行手段等について (スライド59)

1 - 10. 特定テナント等事業者の評価制度について (スライド64)

1 - 11. 計画書等における報告・公表内容の拡充について (スライド67)

1-3. 年度排出量の算定方法について

● 事業所を取り巻く現況の変化

- 第三計画期間までは、排出係数の悪化等による排出量変動の影響によらず、制度対象事業者による安定した省エネ努力が義務履行に確実に反映される制度とするため、毎年度の排出量算定に使用する排出係数を固定
- 省エネ対策に加え、オフサイトにおける再エネ導入や、排出係数の低い電力メニューの利用、非化石証書の利用等、排出量の削減方法が多様化
- 都内への再エネ導入を一層拡大する観点から、電力需要側である制度対象事業者から、電力供給側も含め、再エネ利用を促進していく制度として機能していくことが求められる。



● 年度排出量算定の考え方 (第四計画期間)

- 年度排出量の算定に「**実排出係数**」(事業所で実際に契約する電気・熱・都市ガスの排出係数)を使用して、排出係数の低い電力の購入をはじめ、事業者の実態に即した多様な義務履行手段により削減を進められる制度とする。
- 第四計画期間では、低炭素の電力・熱の選択による削減効果がすべての事業所に反映されるため、**低炭素電力・熱の仕組みと高効率コージェネレーションの電気・熱の受入の仕組みについては、「実排出係数」での算定に移行**
- 実態に即した正確な排出量を算定する観点から、**自らの事業所内に設置した再エネ発電設備で発電した電気を当該事業所内で使用(自家消費)した場合、排出量の算定において、その削減効果を1.5倍換算することを廃止**

1-3. 年度排出量の算定方法について

● 年度排出量の算定方法（第三計画期間から変更あり）

 電気（他人から供給された電気）

- 供給された電気の使用量と
実排出係数の把握

供給元
小売電気事業者
オフサイトPPA
自己託送
特定供給・特定送配電事業者
CGSからの電気を外部へ供給している事業者

 熱（蒸気・温水・冷水）

- 供給された熱の使用量と
実排出係数の把握

供給元
熱供給事業者
地点供給事業者
CGSからの熱を外部へ供給している事業者

 都市ガス

- 供給された都市ガスの使用量と
実排出係数の把握

制度対象事業所

- ◆ 個体・液体燃料、LPG等
- 事業所内で使用した燃料の使用量の把握

◆ 再生エネルギー由来の証書

- 事業所の年度排出量に充当した再生エネルギー由来証書の環境価値量の把握
- ◆ オンサイト再生エネルギー（PPA含む）
- 事業所内で使用した再生エネルギー（電気・熱）の把握（義務）
- 環境価値を移転した再生エネルギー

- * 再生エネルギー自家消費に対するインセンティブ（排出量の算定において、その削減効果を「1.5倍」して排出量から減ずる）は廃止
- * 対象とする再生エネルギーのうち、バイオマスは持続可能性が担保されていることが確認できる燃料由来の電気・熱を対象

事業所外へ供給する電気※

- 外部供給した電気の供給量と外部供給係数の把握

算定から除外する燃料等

- 算定から除外した燃料等の供給量と実排出係数の把握

供給先
住宅用途
移動体
工事

事業所外へ供給する熱※

- 外部供給した熱の供給量と外部供給係数の把握

※ 電気・熱供給事業者は、本来業務として供給している電気・熱の供給は算定対象外とすることはできない。

1-3. 年度排出量の算定方法について

● 再エネ利用状況の把握（第四計画期間）

- 燃料等使用量と合わせて、事業所で削減に用いた再エネ電気・熱の量を把握することを義務化し、事業所におけるエネルギー（電気・都市ガス・熱）ごとの再エネ利用割合を報告・公表する仕組みを導入

該当箇所	改正後	改正前
条例 第5条の25 ※ 温室効果ガス 排出量等の把握	指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、前年度における次に掲げる量を把握しなければならない。 一 特定温室効果ガス年度排出量 二 その他ガス年度排出量（一年度のその他ガス排出量をいう。以下この節において同じ。） 三 特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量 （規則で定める方法により算定する量をいう。以下この節において同じ。） 四 一年度の非化石燃料（化石燃料等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外であって、知事が別に指定する燃料をいう。以下この節において同じ。）の使用量	指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、前年度における特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量（一年度のその他ガス排出量をいう。以下同じ。）を把握しなければならない。

➤ 再エネ利用量の把握方法

- ・ オンサイト再エネ利用量※は、**特定計量器での把握が原則（特定計量器以外で把握した場合は、保守的算定）**
- ・ オフサイト再エネ利用量は**購買伝票等での把握が原則**
- ・ 小売電気事業者等から購入する再エネ電気・熱に含まれる再エネ利用量は、**電気・熱の使用量に再エネ比率を乗じて算定**
- ・ 再エネ由来の証書は、**証書に記載の電気・熱の量に、電気・熱の排出係数を乗じて算定**

※ オンサイト再エネ利用量は年度単位で把握する必要がある。積算メーターで利用量を把握している場合は、年度開始時と終了時のメータ値を把握する必要がある。

1-3. 年度排出量の算定方法について

《計測できていない再エネ利用の取り扱いについて》

- 第四計画期間からは、原則、事業所で削減に用いた再エネ電気・熱の量をすべて把握するため、再エネ一体型の街灯や埋め込み式のガーデンライトなどの独立電源型の再エネ設備についても、オンサイト再エネの利用量を把握する必要がある。
- ただし、独立電源型の再エネ設備については電気使用量を計測していないケースが多く、すべてを計測することは困難。
- このため、**事業所内に常設している再エネ設備の設置状況を把握し、計測できている再エネ設備の電気・熱の利用量を把握する**こととする。
- 計測できていない場合は、第三計画期間での特定計量器で計測していない再エネの取り扱いと同様に、設置状況について監視点図に記載する。

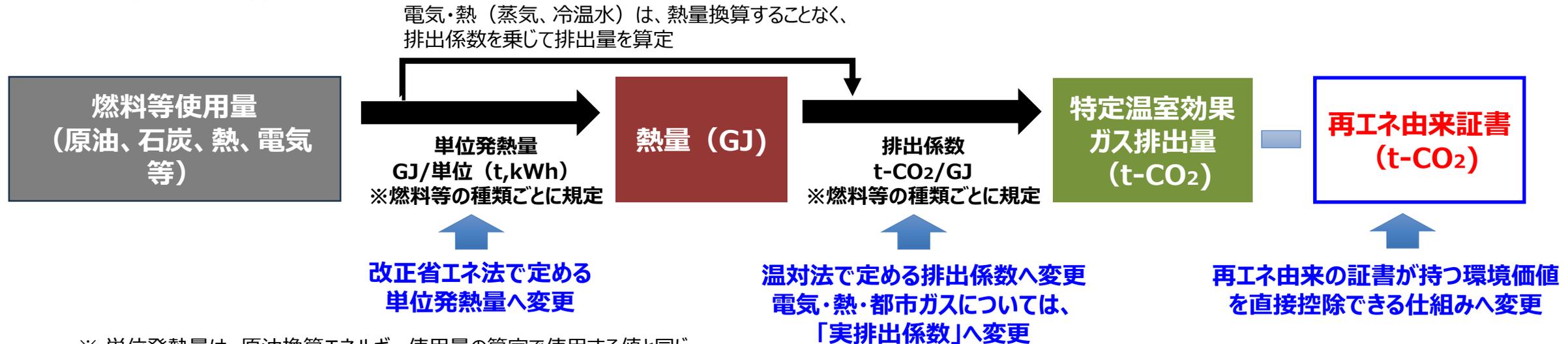
《事業所外に供給している再エネ利用量の取り扱いについて》

- 算定から除外する燃料等や事業所外へ供給する電気・熱に、事業所内外から調達した再エネ電気・熱が含まれている場合は、事業所外に供給した再エネ利用量を把握する必要がある。
- **事業所外に供給した再エネ利用量は、計測できている再エネ利用量のデータを用いて算定する。**

1-3. 年度排出量の算定方法について

● 年度排出量の算定方法（第三計画期間から変更あり）

- 年度排出量の算定で使用する単位発熱量は、**改正省エネ法で定める単位発熱量へ変更**
- 燃料の排出係数は、**温対法で定める排出係数へ変更**。電気・熱・都市ガスの排出係数は、「**実排出係数**」を使用
- 年度ごとの特定温室効果ガス排出量から、**再エネ由来の証書（グリーン電力・熱証書及び非化石証書）の環境価値を控除可能**



※ 単位発熱量は、原油換算エネルギー使用量の算定で使用する値と同じ
 ※ 低炭素電力・熱や高効率コージェネレーションの電気・熱の受入による削減量控除なし

【計算例】 A重油を年間1,000 KL使用した場合

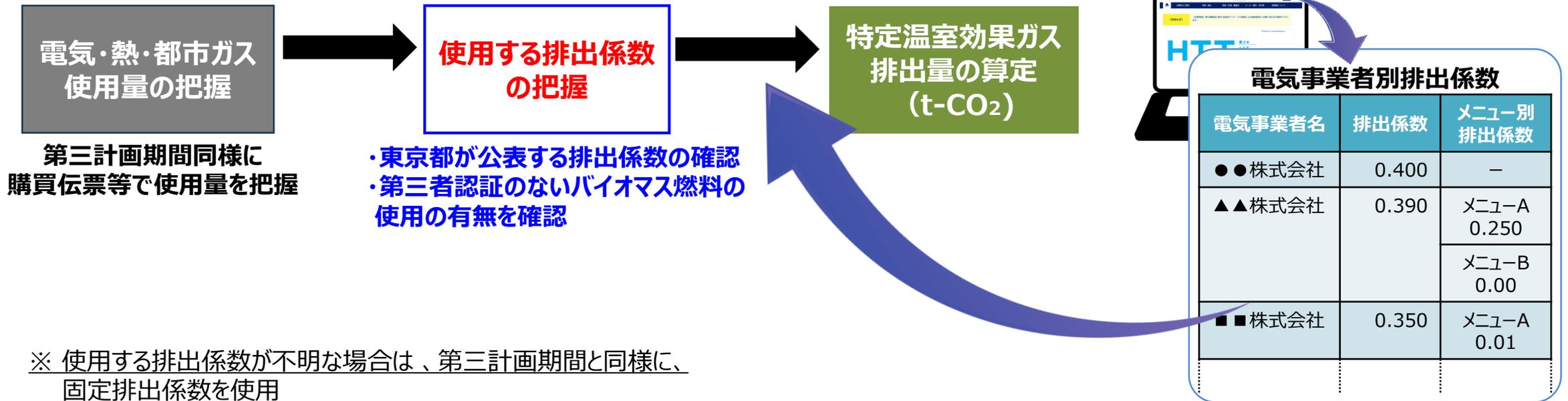
$$A重油の排出量 = 1,000 \text{ KL} \times 38.9 \text{ GJ/KL} \times 0.0193 \text{ t-C/GJ} \times 44/12 = 2,752.8 \text{ t-CO}_2$$

※ 燃料種等ごとに、排出量を算定し、その合計値が事業所全体の年度排出量となる。
 燃料種別の排出係数はスライド25p以降参照

1-3. 年度排出量の算定方法について

● 年度排出量算定で使用する排出係数（電気・熱・都市ガスの実排出係数）（第三計画期間から変更あり）

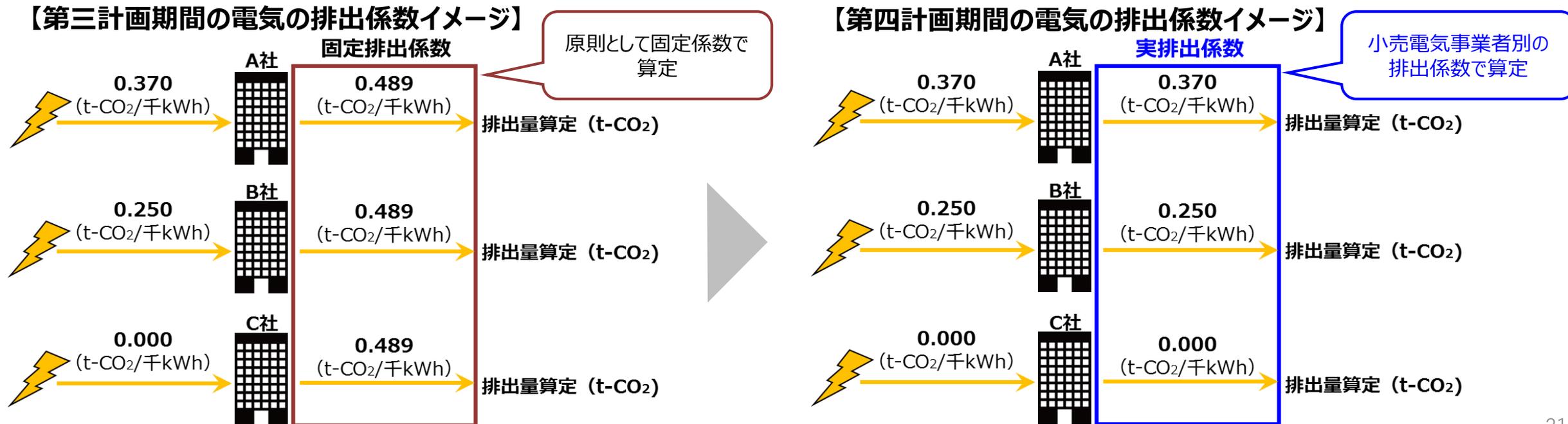
- 小売等の事業者から供給される電気・熱の排出量算定には、原則として東京都が公表する排出係数※を使用（都市ガスは原則として国が公表する排出係数を使用）
- 排出係数は算定年度の前年度実績を使用するが、電気メニュー別及び都市ガスの排出係数については算定年度の排出係数を使用（排出係数等の公表は、トップレベル事業所認定制度(2025年度申請)の関係から2024年度より開始）
- 再エネ由来の電気・熱は、原則として排出係数「ゼロ」とするが、持続可能性が担保されていることが書面等で確認できないバイオマス燃料で発電等した電気・熱や環境価値を移転した電気・熱は、「都内平均排出係数」を使用して排出量に加算



1-3. 年度排出量の算定方法について

《実排出係数とは（例：電気）》（第三計画期間から変更あり）

- 電気の排出係数（t-CO₂/千kWh）は、電気の製造過程で発生する二酸化炭素（t-CO₂）を、生産された電気の単位（千kWh）で表した数値であり、電気の使用量に排出係数を乗じることで、電気使用由来の排出量を算定することができる。
- 電気の排出係数は、各事業者が異なるエネルギーミックス（石炭、天然ガス、原子力、再生可能エネルギーなどの割合）を使用しているため小売電気事業者別に排出係数が異なる。（例えば、再生可能エネルギーが多い事業者は低い排出係数を持つ。）
- 第三計画期間では、固定係数（0.489 t-CO₂/千kWh）を使用しているが、**第四計画期間から、電気供給事業者別の排出係数（実排出係数）を使用して排出量を算定する。**



1-3. 年度排出量の算定方法について

《メニュー別排出係数とは》

- 本制度でのメニュー別排出係数とは、電気等の契約のうち、「環境配慮契約」（環境に配慮した電気等の供給を受けるための契約）で、主に再生可能エネルギーの利用や再エネ由来のクレジット又は証書により、電気等の使用に伴う二酸化炭素排出量を低減した排出係数をいう。
- 時間帯別契約や高圧契約等の契約を指すものではない。

【メニュー別排出係数の例】

登録番号	電気事業者名	基礎排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	調整後排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	各事業者の 比率(%)	把握できなかった理由
A0002	イーレックス(株)	0.000483	0.000441※	100.00	
A0003	リエスパワー(株)	0.000463	0.000000	100.00	
A0004	エバークリーン・リテイルング(株)	0.000492	メニューA 0.000000 メニューB(残差) 0.000437 (参考値)事業者全体 0.000436	-	
A0006	エバークリーン・マーケティング(株)	0.000354	メニューA 0.000000 メニューB(残差) 0.000441 (参考値)事業者全体 0.000392	34.52	係数が代替値の事業者からの受電のため
A0007	(株)S E ウイングズ	0.000257	0.000372	100.00	
A0008	(株)イーセル	0.000481	0.000426	-	
A0009	(株)エネット	0.000405	メニューA 0.000000 メニューB 0.000000 メニューC 0.000300 メニューD 0.000349 メニューE 0.000370 メニューF(残差) 0.000367 (参考値)事業者全体 0.000325	92.19	係数が代替値の事業者からの受電のため
A0011	須賀川瓦斯(株)	0.000408	メニューA 0.000000 メニューB(残差) 0.000418 (参考値)事業者全体 0.000417	100.00	
A0012	出光興産(株)	0.000302	メニューA 0.000000 メニューB 0.000000 メニューC 0.000199 メニューD(残差) 0.000476 (参考値)事業者全体 0.000470	96.90	係数が代替値の事業者からの受電のため

登録番号	ガス事業者名	基礎排出係数 (t-CO ₂ /Nm ³)	調整後排出係数 (t-CO ₂ /Nm ³)	備考
A0002	東京電力エナジーパートナー株式会社	2.05	2.05	
A0020	東京瓦斯株式会社	2.05	メニューA 0.00 メニューB(残差) 2.05	
A0025	東邦ガス株式会社	2.05	メニューA 0.00 メニューB(残差) 2.05	
D0025	越後天然ガス株式会社	2.01	2.01	
D0028	東海ガス株式会社	2.05	メニューA 0.00 メニューB(残差) 2.05	
H0004	山口合同ガス	2.05	2.05	

- ※ **残差メニューの排出係数は、都制度では使用しない。**
- ※ 電気・熱の排出係数については、都が公表する排出係数を使用
- ※ 都市ガスの排出係数については、国が公表する排出係数を使用

参照：温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度「排出係数一覧」(令和6年度提出用)

(<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>)

1-3. 年度排出量の算定方法について

《電気・熱・都市ガスの排出係数の確認方法》

➤ 制度対象事業者は、以下に示す3つの方法により、算定に使用する排出係数を特定温室効果ガス算定報告書に転記する。

把握方法	概要
公表値※1	都が年度ごとにホームページ上に公表する数値を転記する方法
報告書兼同意書※2	電気・熱・都市ガス供給事業者から、「排出係数等報告書 兼 同意書」（都の受付印付き）を受領し、報告書に記載された排出係数を転記
自己算定※3	外部供給や自己託送、事業所内のエネルギーサービス事業所等から自営線で供給を受けている場合など、上記の方法で排出係数が把握できない場合で、事業所が自ら算定した排出係数を記入する方法（算定した排出係数については、検証機関の検証対象となる）

※1 キャップ&トレード制度における「電気・熱・都市ガスの排出係数等報告の仕組み」、「東京都エネルギー環境計画書制度」及び「地域における脱炭素化に関する計画制度」で、エネルギー供給事業者から得られた情報を基に、毎年度の排出量算定に使用する排出係数と再エネ利用割合を計画書提出年度の前年度末までに都のHPで公表（メニュー別排出係数は、計画書提出年度中に順次公表）

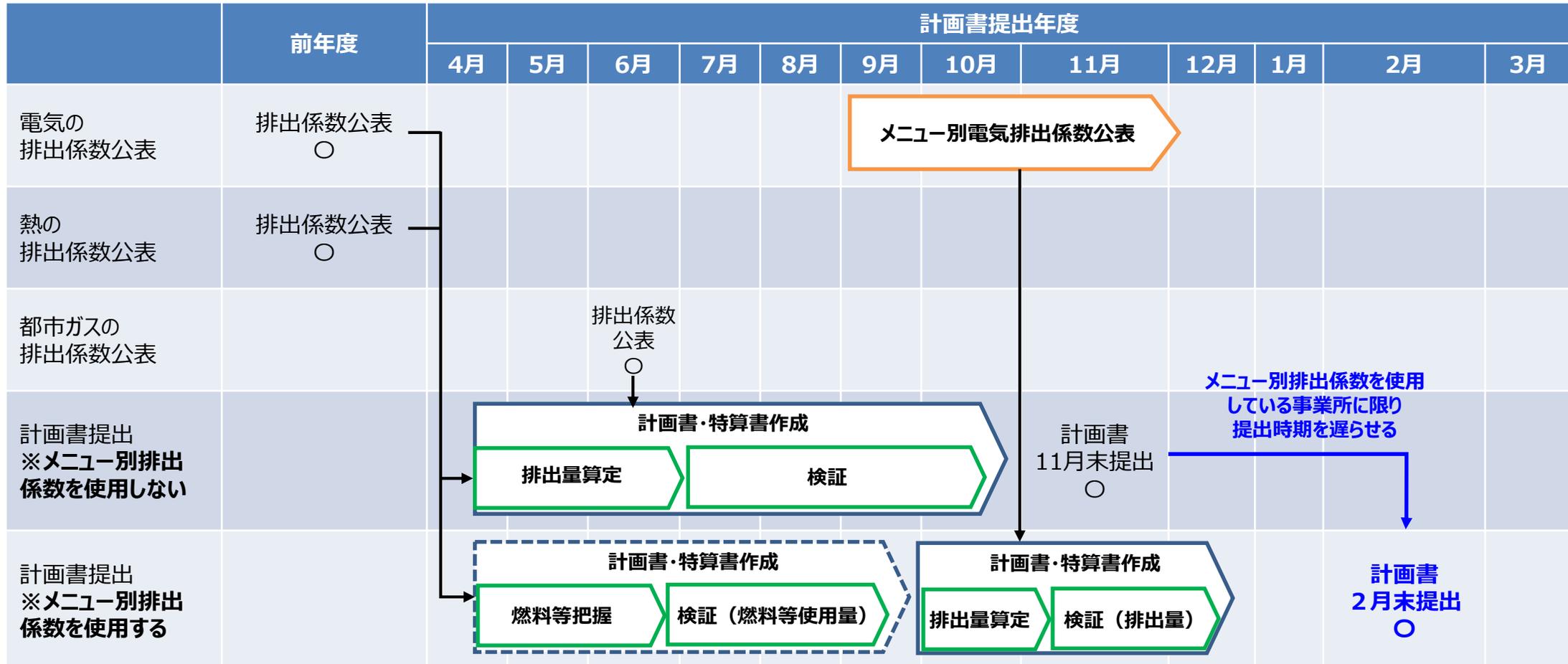
※2 エネルギー供給事業者が都による公表を希望しない場合、エネルギー供給事業者から排出係数及び再エネ利用割合を需要家に周知する方法

※3 エネルギー供給事業者が排出係数を公表・周知しない（できない）場合、需要家側が排出係数及び再エネ利用割合を算定する方法

1-3. 年度排出量の算定方法について

《電気のメニュー別排出係数を使用した場合の計画書提出時期》

- 電気のメニュー別排出係数を使用する指定地球温暖化対策事業所に限り、**地球温暖化対策計画書の提出期限を2月末日とする**（※ 特定テナント等地球温暖化対策計画書も同様の取扱い）



※ 記載内容の変更等に伴い、第三者検証に要する期間等は増加する可能性あり

1-3. 年度排出量の算定方法について

● 年度排出量算定で使用する排出係数（電気・熱・都市ガス以外の排出係数）

- 電気・熱・都市ガス以外の化石燃料由来の排出量算定に使用する排出係数は、温対法で使用されている数値を使用（青枠箇所）
- 温対法に合わせた新たな燃料種を追加（赤枠箇所）

燃料の種類	第三計画期間		第四計画期間		
	単位	排出係数	単位	排出係数	
原油	kL	0.0187 [t-C/GJ]	kL	0.0190 [t-C/GJ]	
原油のうちコンデンセート (NGL)	kL	0.0184 [t-C/GJ]	kL	0.0183 [t-C/GJ]	
揮発油 (ガソリン)	kL	0.0183 [t-C/GJ]	kL	0.0187 [t-C/GJ]	
ナフサ	kL	0.0182 [t-C/GJ]	kL	0.0186 [t-C/GJ]	
灯油	kL	0.0185 [t-C/GJ]	kL	0.0187 [t-C/GJ]	
軽油	kL	0.0187 [t-C/GJ]	kL	0.0188 [t-C/GJ]	
A重油	kL	0.0189 [t-C/GJ]	kL	0.0193 [t-C/GJ]	
B・C重油	kL	0.0195 [t-C/GJ]	kL	0.0202 [t-C/GJ]	
潤滑油	kL	/	kL	0.0199 [t-C/GJ]	
石油アスファルト	t	0.0208 [t-C/GJ]	t	0.0204 [t-C/GJ]	
石油コークス、FCCコークス	t	0.0254 [t-C/GJ]	t	0.0245 [t-C/GJ]	
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	0.0161 [t-C/GJ]	t	0.0163 [t-C/GJ]
	石油系炭化水素ガス	千Nm3	0.0142 [t-C/GJ]	千m3	0.0144 [t-C/GJ]
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t	0.0135 [t-C/GJ]	t	0.0139 [t-C/GJ]
	その他可燃性天然ガス	千Nm3	0.0139 [t-C/GJ]	千m3	0.0139 [t-C/GJ]
石炭	原料炭	t	0.0245 [t-C/GJ]	t	/
	輸入原料炭	t	/	t	0.0246 [t-C/GJ]
	コークス用原料炭	t	/	t	0.0245 [t-C/GJ]
	吹込用原料炭	t	/	t	0.0251 [t-C/GJ]
	一般炭	t	0.0247 [t-C/GJ]	t	/
	輸入一般炭	t	/	t	0.0243 [t-C/GJ]
	国産一般炭	t	/	t	0.0242 [t-C/GJ]
輸入無煙炭	t	0.0255 [t-C/GJ]	t	0.0259 [t-C/GJ]	
石炭コークス	t	0.0294 [t-C/GJ]	t	0.0299 [t-C/GJ]	
コールタール	t	0.0209 [t-C/GJ]	t	0.0209 [t-C/GJ]	
コークス炉ガス	千Nm3	0.011 [t-C/GJ]	千m3	0.0109 [t-C/GJ]	
高炉ガス	普通高炉ガス	千Nm3	0.0263 [t-C/GJ]	千m3	0.0264 [t-C/GJ]
	発電用高炉ガス	千Nm3	/	千m3	0.0264 [t-C/GJ]
転炉ガス	千Nm3	0.0384 [t-C/GJ]	千m3	0.042 [t-C/GJ]	
ジェット燃料油	kL	0.0183 [t-C/GJ]	kL	0.0186 [t-C/GJ]	

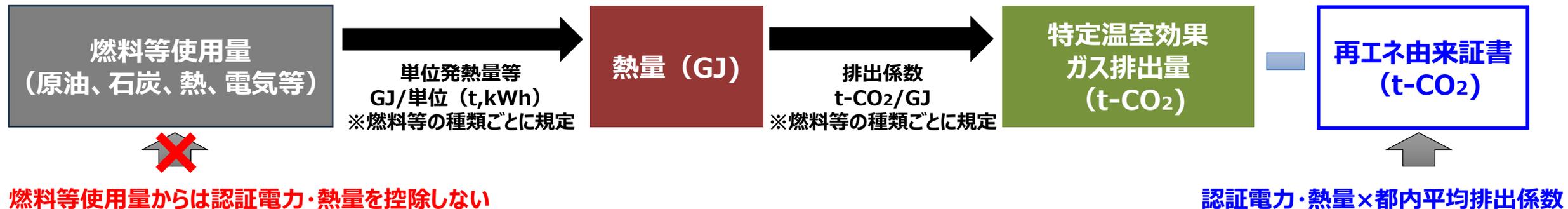
1-3. 年度排出量の算定方法について

● 再エネ由来証書の控除量の算定 (第三計画期間から変更あり)

- 排出量を上限に、証書のもつCO₂削減効果を年度排出量から直接控除できる。
- 使用できる再エネ由来の証書は、排出量取引で利用されているグリーン電力・熱証書に加え、利用可能な証書の調達手法やその供給量等を考慮し、非化石証書 (FIT非化石証書及び非FIT非化石証書 (再エネ指定)) とする。
- 証書のもつCO₂削減効果は、認証電力・熱量に「都内平均排出係数」を乗じて算定する。

※ 年度排出量の充実に使用した再エネ由来証書は、環境価値の二重利用を防ぐため、再エネクレジットとして発行することはできない。
再エネ由来証書の利用にあたっては、年度排出量への充実又は再エネクレジットとしての利用のいずれかを選択する。

※ バイオマス由来の証書については、持続可能性が担保されていることが確認できる燃料由来の電気・熱を対象



※ オフサイトPPA (バーチャル) で調達した証書に限り、直接調達した再エネ電力と同様に評価し、調達した電力量分の電力の排出係数を「ゼロ」として算定する。

1. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 1 – 1. 制度概要 (スライド4)
- 1 – 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について (スライド8)
- 1 – 3. 年度排出量の算定方法について (スライド15)
- 1 – 4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について (スライド28)**
- 1 – 5. その他ガス排出量の算定方法について (スライド40)
- 1 – 6. 基準排出量について (スライド42)
- 1 – 7. 削減義務率について (スライド48)
- 1 – 8. トップレベル事業所認定の仕組みについて (スライド54)
- 1 – 9. 義務履行手段等について (スライド59)
- 1 – 10. 特定テナント等事業者の評価制度について (スライド64)
- 1 – 11. 計画書等における報告・公表内容の拡充について (スライド67)

1-4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について

● 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法 (第三計画期間から変更あり)

- 事業所の概要、事業所境界、監視点図、算定体制は、第三計画期間どおり
- 燃料等使用量監視点は燃料等使用量のほか、**再エネ利用の監視点**を追加

シート名	項目	概要	第三計画期間からの変更
その1	1. 事業所の概要	事業所の名称・所在地等の概要	なし
	2 (1) 事業所境界の図示	事業所の範囲が明確に判別できるよう、図面・罫線・文字等で図示	なし
その2	2 (2) 事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示	把握した燃料等使用量監視点及び 再エネ利用の監視点 の位置を、図面・罫線・文字等で図示	様式の変更はないが、 記入事項に変更あり
その3	算定体制	算定責任者・算定担当者・算定体制について記入	なし
その4	燃料等使用量監視点	把握した燃料等使用量及び 再エネ利用の監視点 について、番号・排出活動・燃料等の種類及び燃料等使用量監視点の位置を記したリストを作成	再エネの種類を記載する列を追加 燃料等の種類のプルダウンを変更

1-4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について

《燃料等使用量監視点》

- 事業所内外に関わらず、再エネ設備からの電気・熱を利用・外部供給等している場合はすべて記載（再エネの種類も含む）
- 第四計画期間から新たに追加となった燃料種を追加
- 電気の使用について、第三計画期間では、昼夜の分けが存在したが、第四計画期間からは「一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気」のみ
- 都市ガスについて、第三計画期間では、「13A」と「6A」の分けが存在したが、第四計画期間からは「都市ガス」のみ

(4) 燃料等使用量監視点

No.	排出活動	燃料等の種類		監視点の位置
			再エネの種類	
1	再生可能エネルギーの使用	事業所内_電気	太陽光	再エネの種類を記載する 列を新たに追加
2	再生可能エネルギーの使用	事業所内_燃料及び熱	バイオマス	
3	再生可能エネルギーの使用	事業所外_電気	風力	
4	再生可能エネルギーの使用	事業所外_燃料及び熱	地熱	
5	再生可能エネルギーの使用	事業所内_電気_算定対象外	太陽光	
6	電気の使用	一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気		
7	燃料の使用	都市ガス		
8	熱の使用	冷水		

1-4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について

● 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法（第三計画期間から変更あり）

- 燃料使用量、電気・熱・ガス使用量（実排出係数使用）、再エネ利用量の3種類の燃料等使用量シートを設定
- 電気・熱・ガス使用量（実排出係数使用）の記載シートでは、メニューの有無や実排出係数値、再エネ利用割合等の値を記入する

シート名	項目	概要	第三計画期間からの変更
その5	(5)-1 燃料等使用量	燃料使用量監視点ごとの燃料（都市ガス除く）の使用量を記入	燃料等使用量を3シートに分けて、燃料（都市ガス除く）、電気・熱・都市ガス、再エネの使用量をそれぞれ記載する
	(5)-2 燃料等使用量（電気・熱・都市ガス）	燃料等使用量監視点ごとの電気・熱・都市ガスの使用量を記入	
	(5)-3 事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の利用量	燃料等使用量監視点ごとの事業所内外の再エネ設備からの電気、熱の使用量を記入	
その6	(6)-1 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量	燃料・電気・熱の内容に基づき、特定温室効果ガス排出量の合計値を算出	再エネの使用量を集計するシートを追加
	(6)-2 事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の使用実績	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内外の再エネ設備からの電気、熱の内容に基づき、利用した熱量の合計値を算出 年度排出量に充当した証書の排出量控除量を算定 	
参考	燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量（基準年度の排出量算定用）	基準排出量を過去の排出実績で算定する事業所が使用する排出量を算定（第三計画期間までと同様に固定排出係数で排出量を算定）	新設

1-4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について

《(5) -1 燃料等使用量》

- 化石燃料（都市ガス除く）の使用量のみを記載する。
- 化石燃料（都市ガス除く）の入力は、第三計画期間と概ね同じ。
- 第四計画期間からは、気体燃料の単位は「m³」となる（第三計画期間で使用していた「Nm³」ではない）。

(5)-1 燃料等使用量

燃料等 監視点	排 出 活 動	燃 料 等 の 種 類	把握 方法	検定等の 有 無	単 位	使用量 (2025年4月 ~ 2026年3月)												乗 率
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
2~4	燃料の使用	A重油	実	無	k1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
5	燃料の使用	軽油	購		k1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	燃料の使用	液化石油ガス_LPG	購		m3	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

都市ガスを
プルダウンから削除

気体燃料の単位は「m³」

実測で把握する場合、特定計量器
でなければ保守的算定として乗率を
かける（変更なし）

1-4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について

《 (5) - 2 燃料等使用量 (電気・熱・都市ガス使用量) 》

- 第四計画期間から**電気・都市ガス・熱は、実排出係数の入力が必要 (排出係数別に使用量を分ける必要あり)**
- 排出係数は、供給会社等ごとに異なるため、**都市ガス以外の供給会社等 (熱の場合は、供給区域) もプルダウンで選択**
- 排出係数・再エネ率は「公表値」、「報告書兼同意書」、「自己算定」のいずれかの方法で把握して記載
- **外部供給や算定除外する電気・熱の量の排出係数・再エネ率は、実態に即した値とする必要がある。このため、メニュー別契約や再エネの電気・熱が含まれている場合は、それを含めた排出係数・再エネ率を算定する。**

新たな記載項目

(5)-2 燃料等使用量(電気・熱・都市ガス)

燃料等監視点	排出活動	燃料等の種類	供給会社等	メニュー有無	排出係数根拠	メニュー別契約名称	排出係数 (t-CO2/固有単位)	再エネ率 (%)	把握方法	検定等の有無	都市ガスメーター種	単位	使用量 (
													4月	5月
1	電気の使用	一般送配電事業者の電線を介して供給された電気	〇〇株式会社	無	公表値		0.400	20	購			千kWh	5,000	4,500
2	電気の使用	一般送配電事業者の電線を介して供給された電気	〇〇株式会社	有	公表値	メニューA	0.000	100	購			千kWh	1,000	1,000
3	燃料の使用	都市ガス	△△ガス供給会社	無	公表値		2.000	0	購					400
4	熱の使用	温水	□□冷暖房区域	無	公表値		0.055	0	購					200
5	熱の使用	冷水	■■供給会社	無	報告書兼同意書		0.050	0	購					1,200
6	他事業所への熱や電気の供給	自ら生成した電力の供給			自己算定		0.432	0	実	有		十kWh	30	30
7	住宅用途への供給	一般送配電事業者の電線を介して供給された電気			自己算定		0.320	36	実	有		千kWh	500	550

算定除外等をする際は、**実態に即した排出係数・再エネ率を自己算定する必要あり**

供給会社を選択する
(熱については供給区域を選択するが、
区域が無い場合は供給会社を入力)

都が公表する
メニュー名称を記載

排出係数の違いに応じて、
行を分ける必要あり

1-4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について

《(5) - 3 事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の利用量》

- 再エネの導入方法、再エネ設備の種類をプルダウンから選択。バイオマスについては、具体的なバイオマス燃料種を合わせて記入
- **オフサイトPPAや自己託送で再エネを調達している場合は、「事業所外」の導入方法を選択**
- オフサイトPPA（ヴァーチャル）については、「事業所外」の導入方法を選択して、再エネ設備の種類に関わらず「オフサイトPPA_ヴァーチャル」を選択
- 再エネの使用について「算定対象外」を選択している場合、算定対象外理由をプルダウンから選択
- **環境価値を他人に移転した場合や持続可能性が担保されていることが書面等で確認できないバイオマス燃料を使用している場合には、再エネとして価値のない電気・熱を使用していることとなるため、特定温室効果ガス排出量は他人から購入した電気・熱と同等に評価。該当する場合は、プルダウンから「無」を選択**

(5)-3 事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の利用量

燃料等 監視点	再エネ導入方法	再エネの種類		算定対象から除く排出活動の該当	環境価値の有無	把握方法	検定等の有無	単位	使用量 (
		再エネの種類	(バイオマス燃料種)						4月	5月
1	事業所内_電気	太陽光			有	実	有	kWh	100	100
2	事業所内_燃料及び熱	バイオマス	木材		有	実	無	MJ	100	100
3	事業所外_電気	太陽光			有	購		kWh	10,000	10,000
4	事業所外_電気	オフサイトPPA_ヴァーチャル			有	購		kWh	10,000	10,000
5	事業所内_電気_算定対象外	太陽光		住宅用途への供給	有	実	有	kWh	30	30
6										

特定計量での測定対象とする
(検定が無ければ、保守的算定(乗率)となる)

《バイオマスの持続可能性について》

- バイオマス燃料は、燃焼時に発生する温室効果ガス排出がカーボンニュートラルになると整理されているが、バイオマス燃料の原料生産、加工、運搬などの燃焼までの過程でも温室効果ガスが発生している。バイオマス燃料の利用にあたっては、利用されるバイオマス資源が十分に再生可能であり、過度な消費や枯渇を招かないようにすること、この原料生産から最終的な燃料利用に至るまでの温室効果ガス排出量の総量が最小限に抑えることが重要となる。
- 他の再生可能エネルギーと違い、発電等には燃料が必要となることから、バイオマスによる安定的かつ効率的な発電等が可能となるよう、バイオマス資源の安定的な確保や調達も重要視されている。
- このため、**バイオマス燃料で発電した電気又は熱を自家消費した量のうち、持続可能性（ライフサイクルGHGの最小化や資源の安定的な確保や調達）が担保されていることが確認された燃料で発電した電気又は熱以外は、環境価値がない電気又は熱として、次の式により排出量を算定し、特定温室効果ガス排出量の算定に含めるものとする。**
- **持続可能性の確認方法は、資源エネルギー庁が公表する「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に準ずる。**

（電気）

特定温室効果ガス排出量[t-CO₂] =
 バイオマス燃料で発電した電気の自家消費量のうち、持続可能性が担保されていることが確認されたバイオマス燃料以外で発電した量[千kWh]
 × 電気の都内平均排出係数

（熱）

特定温室効果ガス排出量[t-CO₂] =
 バイオマス燃料で製造した熱の自家消費量のうち、持続可能性が担保されていることが確認されたバイオマス燃料以外で製造した量[GJ]
 × 熱の都内平均排出係数

《バイオマスの持続可能性の確認に必要な資料（例）》

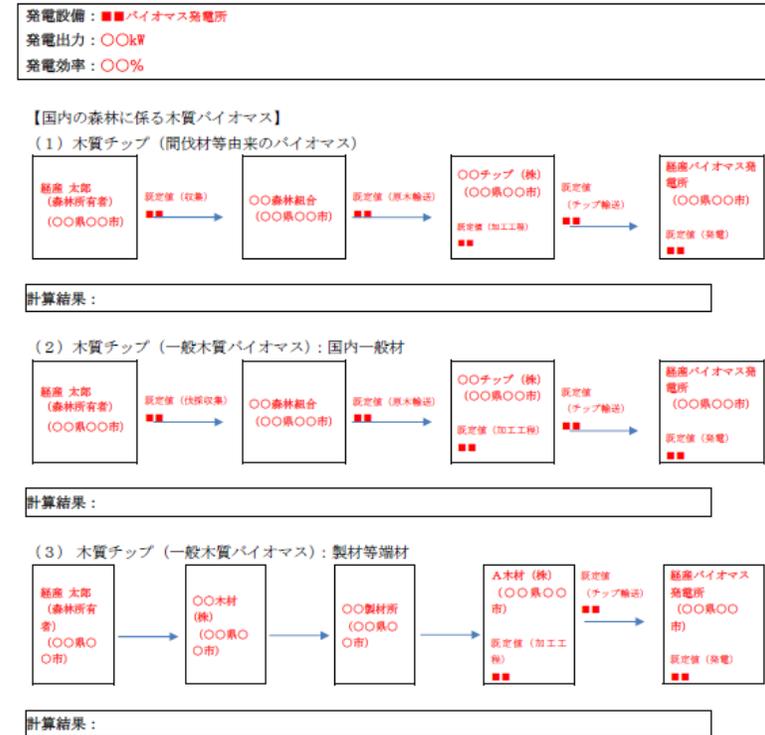
- 持続可能性が担保された燃料の確認方法は、FIT・FIP制度（資源エネルギー庁）での「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に記載の確認資料や「再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書」の添付資料と同様の資料での確認を想定
- 具体的には、「ライフサイクルGHGの証明」と「持続可能性の証明」の2種類の資料が必要

【ライフサイクルGHGの証明】

バイオマスのライフサイクルGHGを算定して、国が定めている基準値を下回ることを証明（右図参照）

【持続可能性の証明】

木質バイオマス及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの場合は、ライフサイクルGHGの証明の他、持続可能性の証明のため、持続可能性を担保することができると思われる第三者認証などの提出が必要



参照：ライフサイクルGHGの確認にかかる申請別紙の記載例（資源エネルギー庁）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html

1-4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について

《その6 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量等》

- 入力した燃料等使用量を元に、**特定温室効果ガス排出量及び再エネ利用量を自動算定**
- ただし、下記に該当する場合のみ本様式への入力が必要
 - ①**その他の燃料を使用**
(⇒排出係数を入力)
 - ②**オフサイトPPA (ヴァーチャル) により環境価値を取引**
(⇒排出係数※を入力)
 - ③**小原単位建物の排出量に相当する量を算定から除外**
(⇒「小原単位建物の状況確認書」によって算出した「年度排出量からの除外量」の値を入力)

※オフサイトPPA (ヴァーチャル) の排出係数は、事業所で契約している電気の排出係数を入力する。複数契約している場合は、事業所で入力する排出係数を選択できる。

(6)-1 燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量

燃料の種類	単位	使用量等		特定温室効果ガス排出量	
		2025年度	熱量 (GJ)	排出係数 (t/GJ)	排出量 (t)
原油	kl			0.0190	
原油のうちコンデンサート (NGL)	kl			0.0182	
揮発油 (ガソリン)	kl			0.0187	
ナフ	kl			0.0186	
ジェット燃料	kl			0.0186	
灯油	kl			0.0187	
軽油	kl			0.0188	
A重油	kl			0.0193	
B重油	kl			0.0202	
C重油	kl			0.0199	
潤滑油	kl			0.0204	
石油アスファルト	t			0.0245	
石油コークス、FCCコークス	t			0.0163	
石油ガス	千m ³			0.0144	
液化石油ガス (LPG)	t			0.0139	
石油系炭化水素ガス	千m ³			0.0139	
可燃性天然ガス	千m ³			0.0139	
その他可燃性天然ガス	千m ³			0.0139	
輸入原料炭	t			0.0246	
コークス用原料炭	t			0.0245	
吹込用原料炭	t			0.0251	
輸入一般炭	t			0.0243	
国産一般炭	t			0.0242	
輸入無煙炭	t			0.0259	
石炭コークス	t			0.0299	
コールター	t			0.0209	
コークス炉ガス	千m ³			0.0109	
高炉ガス	千m ³			0.0264	
発電用高炉ガス	千m ³			0.0264	
転炉ガス	千m ³			0.0420	
都市ガス	千m ³	900	36,000	2,000	1,800
その他の燃料					
小計			36,000		1,800
産業用蒸気	GJ				
産業用以外の蒸気	GJ			0.051	
温水	GJ	590	590		28
冷水	GJ	2,200	2,610		110
事業所内で生成した再エネ熱 (環境価値有)	GJ	0			
事業所内で生成した再エネ熱 (環境価値無)	GJ			0.060	
事業所外から供給された再エネ熱 (環境価値有)	GJ				
事業所外から供給された再エネ熱 (環境価値無)	GJ			0.060	
小計		2,790	3,210	0.051	138
一般送配事業者の電線路を介して供給された電気	千kWh	10,450	90,288	0.321	3,464
事業所内で発電した再エネ電気 (環境価値有)	千kWh	0			
事業所内で発電した再エネ電気 (環境価値無)	千kWh	0		0.489	
事業所外から供給された再エネ電気 (環境価値有)	千kWh	20	340		
事業所外から供給された再エネ電気 (環境価値無)	千kWh			0.489	
PPA契約 (ヴァーチャル)	千kWh				
小計		10,470	90,628	0.331	3,464
外部供給	GJ				
自ら生成した電力の供給	千kWh	-40		0.432	-26
小計					-26
小原単位建物相当量					
合	GJ		129,847		
再エネ由来の証書					
原油換算	kl		3,350		5,375

(6)-2 事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の使用実績

再エネ熱・電気の種類	使用量等		熱量 (GJ)					
	単位							
燃料及び熱	事業所内 (オンサイト)	太陽	熱	GJ				
		地温	熱	GJ				
		雪氷	熱	GJ				
		海水	熱	GJ				
		河川水	熱	GJ				
		地下水	熱	GJ				
		地中	熱	GJ				
		バイオマス	GJ	0	0			
		小計	GJ	0	0			
		燃料及び熱	事業所外 (オフサイト)	太陽	熱	GJ		
				地温	熱	GJ		
				雪氷	熱	GJ		
				海水	熱	GJ		
				河川水	熱	GJ		
地下水	熱			GJ				
地中	熱			GJ				
バイオマス	GJ							
小計	GJ							
電気	事業所内 (オンサイト)			オンサイト PPA (ヴァーチャル)	千kWh			
				太陽	光	千kWh	0	1
				風力	千kWh			
				地熱	千kWh			
				水力	大規模	千kWh		
			上記以外	千kWh				
		バイオマス	千kWh					
		小計	千kWh	0	1			
		電気	事業所外 (オフサイト)	オフサイト PPA (ヴァーチャル)	千kWh	20	173	
				太陽	光	千kWh	20	173
				風力	千kWh			
				地熱	千kWh			
				水力	大規模	千kWh		
					上記以外	千kWh		
バイオマス	千kWh							
小計	千kWh			40	346			
合	GJ					347		

1-4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について

《再エネ由来証書の記入欄と再エネ利用割合》

- (6)-2 事業所内外の再生可能エネルギー設備からの電気、熱の使用実績のシート内に、再エネ由来の証書利用の状況を記載する欄と再エネ利用割合の算定表を設置
- 事業所の排出量削減に使用した再エネ由来証書（グリーン電力・熱証書と非化石証書（FIT、非FIT（再エネ指定）））の利用量を記載
- 事業所内で使用している再エネ利用割合（電気、熱、都市ガス、全体、全体（証書除く）の5種類）を自動算定
- 再エネ利用割合は、地球温暖化対策計画書に転記して公表

再エネ由来の証書		単位	数量	換算値	備考
再エネ由来の証書	グリーン電力証書	千kWh	10	86	
	グリーン熱証書	GJ			
	非化石証書	千kWh	50	432	

CO₂換算して、年度排出量からその量が控除される

再エネ利用割合		割合
電気使用量に占める割合		38%
熱使用量に占める割合		0%
都市ガス使用量に占める割合		0%
エネルギー使用量全体に占める割合		27%
エネルギー使用量全体に占める割合 (事業所が直接充当した証書を除く)		26%

年度排出量の控除に使用した証書は、再エネ利用割合の算定にも反映

1-4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について

● 再エネ由来証書の利用方法（第四計画期間）

- 再エネ由来の証書利用届（新様式）を計画書と合わせて提出し、証書又は残高証明書等を根拠資料として添付
- 証書の電力・熱量は複数の事業所で分割して使用可能（グリーン電力・熱証書は複数年度で分割して利用可能）
- バイオマスの持続可能性の確認は証書利用にも適用（利用届に持続可能性の確認結果を添付）
- テナント等事業者が当該事業所のテナント専有部に対して使用した証書についても、当該事業所の年度排出量からの控除に使用可能

証明書番号：0000000000001

トラッキング付非化石証書 権利確定済残高証明書
Non-fossil fuel certificate(NFC) with tracking

残高証明書の宛先 Destination	TEST01
JEPX会員名 JEPX member name	TEST01
権利確定日 Issue date	2022/05/31
権利確定済残高 Total amount	13,422 kWh
電力販売先の名義 customer	SAMPLE01
正式メニュー名 / 通称メニュー名 Electricity product name	電力メニューA / メニューAA



Pass Code:608995
http://localhost:8081/#/public-report/f4Pv33762xk82w8-Ws8rPZKS_kuu5uJuruNpYUkic

#	認定設備ID Generator ID	証書種別 NFC type	発電設備区分 Fuel type	設備の所在地 Location	発電設備名 Generator name	所有者名 Name of owner	発電出力(kW) Installed capacity	認定日 Certification date	運転開始日 Operation start date	証書有効期間 Effective period	額当量(kWh) Volume
1	01BBBBBBB	FIT	地熱 geothermal	新潟県北蒲原郡聖籠町99-1	発電B電力地熱	発電電力B	333,333.0	2030/01/03	2030/02/03	2021/07/25 ~ 2023/08/31	5,500
2	02BBBBBBB	FIT	バイオマス biomass	福島県河沼郡柳津町	発電B電力バイオマス	発電電力B	444,444.0	2030/01/04	2030/02/04	2021/07/25 ~ 2023/08/31	4,500
3	03BBBBBBB	非FIT再エネ 指定なし non-FIT	原子力 nuclear power	秋田県秋田市	発電B電力原子力	発電電力B	555,555.0	2030/01/05	2030/02/05	2021/07/25 ~ 2023/08/31	1,200
4	40AAAAAAA	非FIT再エネ 指定 non-FIT-RE	太陽光 solar power	神奈川県川崎市川崎区鶴島1-2-3	発電A電力太陽光	発電電力A	111,111.0	2030/01/01	2030/02/01	2021/07/31 ~ 2023/08/31	2,222

【非化石証書の「権利確定済残高証明書」のイメージ】

利用先事業所名まで記載されていることが望ましい

排出量算定に使用できる証書有効期間であることの確認が必要

排出量算定に使用できる環境価値

事業所単独で使用する場合

- ・ 再エネクレジット又は年度排出量の控除のどちらかに使用可能

複数の事業所で使用する場合

- ・ 年度排出量の控除にのみ使用可能
- ・ 使用する際は、発電量・熱量の案分量を明記した資料の提出が必要



【グリーン電力証書のイメージ】

1. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 1 – 1. 制度概要（スライド4）
- 1 – 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について（スライド8）
- 1 – 3. 年度排出量の算定方法について（スライド15）
- 1 – 4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について（スライド28）
- 1 – 5. その他ガス排出量の算定方法について（スライド40）**
- 1 – 6. 基準排出量について（スライド42）
- 1 – 7. 削減義務率について（スライド48）
- 1 – 8. トップレベル事業所認定の仕組みについて（スライド54）
- 1 – 9. 義務履行手段等について（スライド59）
- 1 – 10. 特定テナント等事業者の評価制度について（スライド64）
- 1 – 11. 計画書等における報告・公表内容の拡充について（スライド67）

1 - 5. その他ガス排出量の算定方法について

● その他ガス排出量（第三計画期間から変更あり）※ その他ガス削減量の取扱いについてはスライド63 p 参照

- 特定温室効果ガス以外のCO₂やそれ以外の温室効果ガス（CH₄、N₂O等）の排出量について、引き続き算定対象（削減義務なし）
- 水の使用、下水への排水による温室効果ガスの排出量についても引き続き算定対象（削減義務なし）
- その他ガスの算定方法（活動量×排出係数）は変更なし
- **上下水の排出量算定に使用する排出係数は変更**
- **その他の排出量算定に使用する排出係数は、温対法等に合わせて変更**

排出活動の種類	第三計画期間	第四計画期間
水の使用 [t-CO ₂ /千m ³]	0.266	0.251
下水への排水 [t-CO ₂ /千m ³]	0.400	0.355

※ 上水下水の処理量と、その処理に使用したエネルギー使用量から排出係数を算定

● 新たに使用量を把握する燃料種等（第三計画期間から変更あり）

- **非化石燃料（水素及びアンモニア）の使用量について、第四計画期間から把握を求める。**
- **再エネの使用量について、調達方法に関わらず、事業所で使用した再エネの種類と量について、第四計画期間から把握を求める。**

※ 海水熱、河川水熱、地下水熱、地中熱、大気熱については、使用量の報告を求めないが、使用した場合はその内容を記載できる欄を地球温暖化対策計画書に設ける。

1. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 1 – 1. 制度概要 (スライド4)
- 1 – 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について (スライド8)
- 1 – 3. 年度排出量の算定方法について (スライド15)
- 1 – 4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について (スライド28)
- 1 – 5. その他ガス排出量の算定方法について (スライド40)
- 1 – 6. 基準排出量について (スライド42)**
- 1 – 7. 削減義務率について (スライド48)
- 1 – 8. トップレベル事業所認定の仕組みについて (スライド54)
- 1 – 9. 義務履行手段等について (スライド59)
- 1 – 10. 特定テナント等事業者の評価制度について (スライド64)
- 1 – 11. 計画書等における報告・公表内容の拡充について (スライド67)

1-6. 基準排出量について

● 基準排出量の算定方法（第三計画期間と同様）

- 「これまでの削減実績の反映方法に関するわかりやすさ」や「削減への取組継続に向けた制度としてのわかりやすさ」等の観点から、原則、現行の基準排出量を継続する。このため、**第三計画期間までに基準排出量を算定している事業所は、現行の基準排出量をそのまま第四計画期間に継続**
- **基準排出量の算定方法は、第三計画期間までの算定方法を継続**

	算定方法
①	「過去の実績排出量」に基づく方法
②	「排出標準原単位」に基づく方法（ 排出標準原単位は第三計画期間と同じ値を継続 ）
③	「過去の基準排出量」に基づく方法（ 令和6年度（2024年度）から適用 ）

● 基準排出量の変更要件（第三計画期間と同様）

- **変更要件についても、第三計画期間までの取扱いを継続**
（床面積の増減、用途変更、設備増減などに伴う排出量の増減量が基準排出量の6%以上の場合）

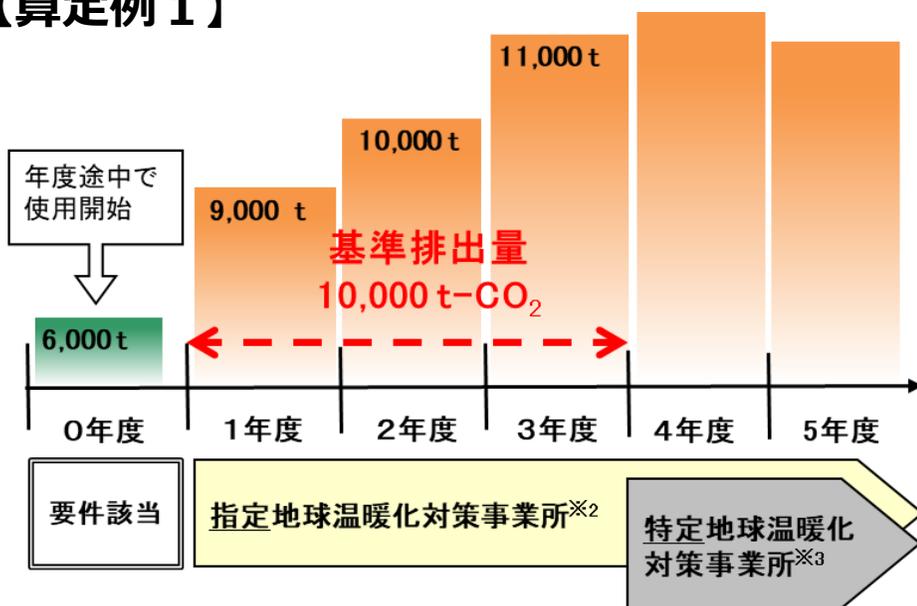
《「①過去の実績排出量」に基づく方法》

- 削減義務開始前の直近4か年度のうち、連続する3か年度の年度排出量の平均値を基準排出量として設定※1
- 地球温暖化対策の推進の程度が都の定める基準（運用管理基準）に適合することが条件
- 燃料、熱又は電気の供給を主たる事業とする事業所は、事業所が供給する燃料や電気・熱（冷温水・蒸気等）に燃料等の排出係数を乗じて得た量を特定温室効果ガス年度排出量に代えることができる。

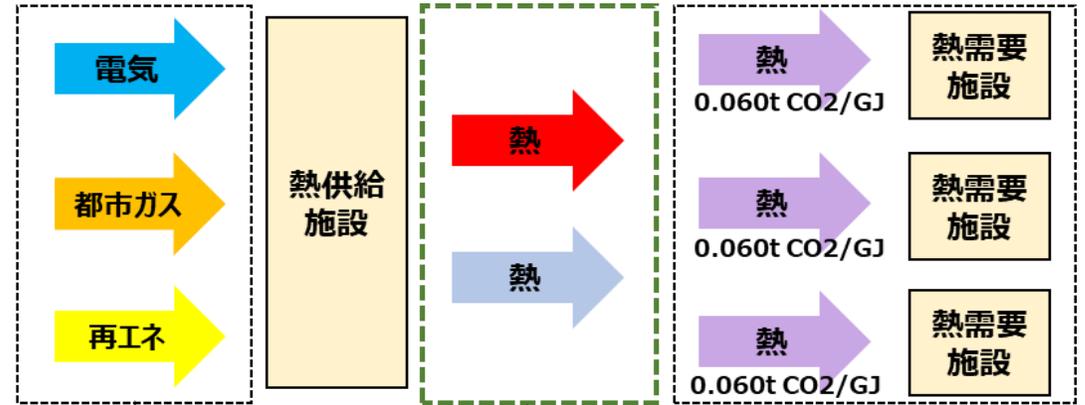
（令和6年度（2024年度）から適用）

※1 連続する3か年度のうち、知事が標準的でない年度と認める年度がある場合は、標準的でない2か年度までを除いて算定可能

【算定例1】



【算定例2】



【現状の基準排出量算定に使用する実績範囲】
熱製造に使用する電気・燃料等の使用に伴う排出量から基準排出量を算定

【新たな基準排出量算定に使用する実績範囲】
熱需要施設に供給する熱量から基準排出量を算定

（熱供給事業所の例）

※2 制度対象事業所ではあるが削減義務の対象となる前の事業所
※3 削減義務の対象となる事業所

$$\text{基準排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{販売熱量(基準年度平均)} \times \text{他人から供給された熱の排出係数(0.060 t-CO}_2\text{/GJ)}$$

1-6. 基準排出量について

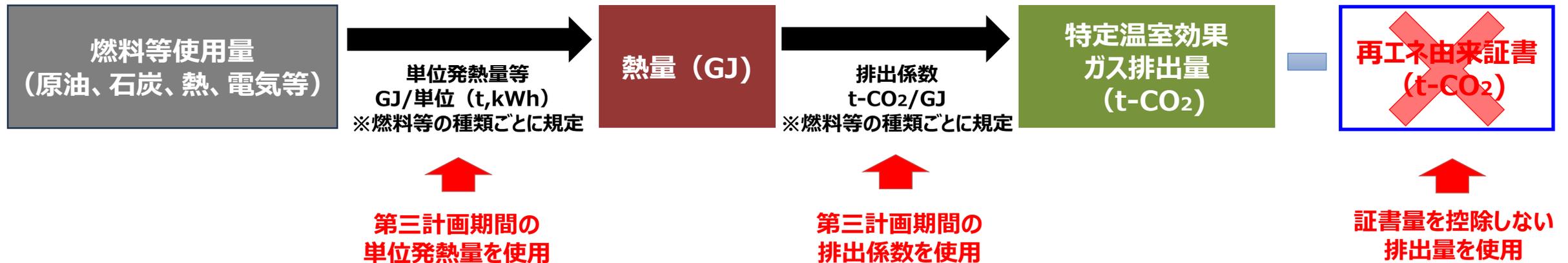
《基準排出量の算定に使用する年度排出量の算定方法（参考）》

- 第三計画期間までに基準排出量を算定している事業所は、現行の基準排出量をそのまま第四計画期間に継続
- 新たに基準排出量を算定する場合も、**第三計画期間と同様に電気・熱・都市ガスの排出係数は固定係数で算定**

【年度排出量算定との違い（第四計画期間）】

- 年度排出量の算定で使用する単位発熱量は、**第三計画期間で使用した単位発熱量を使用**
- 排出係数は、**第三計画期間で使用した排出係数※を使用**
- 年度排出量算定で再エネ由来の証書（グリーン電力・熱証書及び非化石証書）により**排出量を控除している場合は、控除前の排出量を使用**

※ 事業所外から再エネを調達している場合は、第三計画期間同様に、調達量に固定係数を乗じて、排出量に加算する。



※ 基準排出量の算定に使用する排出係数は変更しないことから、
既存事業所の第四計画期間の基準排出量に変更せず、継続して使用

《「②排出標準原単位」に基づく方法》

- 2005～2007年度の大規模事業所の排出量を基に都が設定した用途毎の「排出標準原単位」を用いて基準排出量を設定（排出活動指標（床面積の大きさ）×排出標準原単位）
- 用途区分別の排出標準原単位は下図に示すとおり（詳細は特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン参照）

用途区分	排出活動指標 [単位]	排出標準原単位		
		第一計画期間	第二～第四計画期間	[単位]
事務所	床面積[m ²]	85	100	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
事務所(官公庁の庁舎)	床面積[m ²]	60	75	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
情報通信	床面積[m ²]	320	380 (データセンター 610)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
放送局	床面積[m ²]	215	260	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
商業	床面積[m ²]	130	160 (食品関係 225)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
宿泊	床面積[m ²]	150	180	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
教育	床面積[m ²]	50	60 (理系大学等 95)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
医療	床面積[m ²]	150	185	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
文化	床面積[m ²]	75	90	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
物流	床面積[m ²]	50	55 (冷蔵倉庫等 90)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
駐車場	床面積[m ²]	20	25	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
工場その他上記以外	床面積[m ²]		排出実績値の95%	

1-6. 基準排出量について

《「③過去の基準排出量」に基づく方法（令和6年度（2024年度）から適用）》

- 中小企業等のエネルギー使用（所有）割合が1/2以上となった事業所（継続して制度対象事業所である事業所に限る※）が、再び総量削減義務の対象となった場合は、基準排出量決定時に**従前の基準排出量の選択が可能**
- **削減義務率は、総量削減義務が継続していた場合の削減義務率となる。**

※ 旧特定地球温暖化対策事業所が廃止の届出を提出した年度の前年度が属する削減計画期間の次の削減計画期間の終了年度までに、再び特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所に限る。

【算定例】

✓ 2017年度に指定相当事業所となり、2023年度に再度特定地球温暖化対策事業所に該当した場合

①「過去の実績排出量」に基づく方法で新たに算定する場合（イメージ）

	2015	2016	2017	～	2020	2021	2022	2023	2024
事業所分類	特定	特定	指定相当	～	指定相当	指定相当/指定	指定	特定	特定
基準排出量	10,000t	10,000t	なし	～	なし	なし	なし	6,000t	6,000t
削減義務率	17%	17%	なし	～	なし	なし	なし	8%	17%
年度実績	6,000t	6,000t	6,000t	～	6,000t	6,000t	6,000t	6,000t	6,000t

直近の排出実績で基準排出量を算定するため、過去の削減努力が反映できない

③「過去の基準排出量」に基づく方法で算定する場合（イメージ）

	2015	2016	2017	～	2020	2021	2022	2023	2024
事業所分類	特定	特定	指定相当	～	指定相当	指定相当/指定	指定	特定	特定
基準排出量	10,000t	10,000t	なし	～	なし	なし	なし	10,000t※	10,000t
削減義務率	17%	17%	なし	～	なし	なし	なし	27%	27%
年度実績	6,000t	6,000t	6,000t	～	6,000t	6,000t	6,000t	6,000t	6,000t

※ 再度基準排出量を決定する際に、事業所の一部解体など、基準排出量変更申請の要件を満たす事象が発生している場合は、その影響を反映

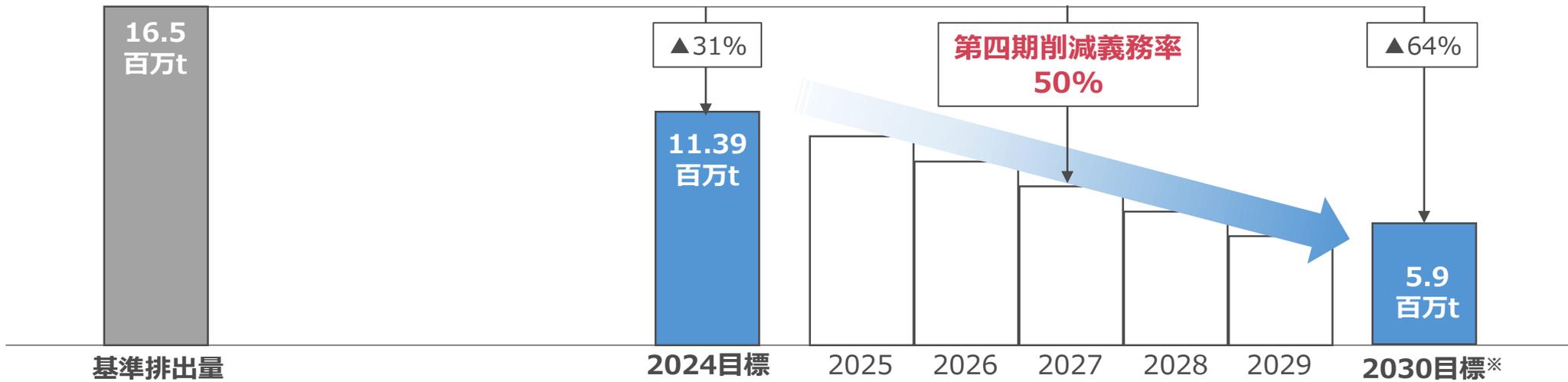
1. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 1 – 1. 制度概要 (スライド4)
- 1 – 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について (スライド8)
- 1 – 3. 年度排出量の算定方法について (スライド15)
- 1 – 4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について (スライド28)
- 1 – 5. その他ガス排出量の算定方法について (スライド40)
- 1 – 6. 基準排出量について (スライド42)
- 1 – 7. 削減義務率について (スライド48)**
- 1 – 8. トップレベル事業所認定の仕組みについて (スライド54)
- 1 – 9. 義務履行手段等について (スライド59)
- 1 – 10. 特定テナント等事業者の評価制度について (スライド64)
- 1 – 11. 計画書等における報告・公表内容の拡充について (スライド67)

1-7. 削減義務率について

● 削減義務率の設定（第四計画期間）

- 大規模事業所の目標排出量からのバックキャストを前提に、省エネ対策に加え、再エネ設備の導入や再エネ電気調達等による削減余地及び新規参入・廃止事業所等における排出量相当分を考慮して、「**50%**」（計画期間の平均値を算出）とする。



※ 東京都の「産業・業務部門」の2030年排出量目標から大規模事業所相当量を推計。新規参入事業所等や義務率緩和を受けている事業所の排出量相当分（約0.6百万t）を考慮して削減義務率を設定

区分		第三計画期間	第四計画期間
I	I-1	27%	50%
	I-2	25%	48%
II		25%	48%

※ 1 オフィスビル、商業施設、宿泊施設等と熱供給事業所（区分 I-2 に該当するものを除く）

※ 2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの

※ 3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設など区分 I-1、区分 I-2 以外の事業所

1-7. 削減義務率について

● 削減義務率の緩和措置

➤ 以下の要件に該当する事業所は、削減義務率を一定量緩和することが可能

【人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設について（第四計画期間も適用）】

➤ 医療施設は一定の省エネ余地はあるが、第三期から第四期にわたる激変緩和措置として、第三計画期間と同様、**削減義務率を2%減少**（削減義務率50%/48%の特定地球温暖化対策事業所が対象）

【電化率20%未満の事業所※について（第四計画期間から新規）】

➤ 第四計画期間に限り、**電気の原油換算エネルギー使用量の算定期間の平均値が事業所全体の20%未満**である事業所の**削減義務率を3%減少**（削減義務率に関わらず全ての特定地球温暖化対策事業所が対象）

※ 設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の提出が必要

対象事業所	20%未満を確認する算定期間※と申請時期
第四計画期間の 前年度（2024年度）までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所	<ul style="list-style-type: none"> • 2022年度から2024年度の3か年度 • 2025年度に、第三計画期間の最終年度（2024年度）の排出量実績を報告する地球温暖化対策計画書と合わせて申請
第四計画期間中に 新たに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所	<ul style="list-style-type: none"> • 基準年度の3か年度 • 基準排出量決定申請書と合わせて申請

※ 算定期間に緩和対象要件を満たさない場合、第四計画期間中に電気使用割合が20%未満となったとしても緩和措置を受けることはできない。

1-7. 削減義務率について

《燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書》（第四計画期間）

- 第四計画期間の前年度（2024年度）までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所は、**令和7年度（2025年度）の地球温暖化対策計画書と合わせて提出が必要（遅延不可）**
- 対象条件としては
 - ① **2022年度から2024年度の3か年度の電気の原油換算エネルギー使用量の期間平均値が事業所全体の20%未満であること**
 - ② **設備更新計画及び設備の電化が困難な理由の提出（記入）**

※ 第四計画期間中に、電気使用の割合が20%以上となった場合でも削減緩和措置は継続する。また、同様に第四計画期間中に、電気使用の割合が20%未満となった場合でも緩和措置は適用されない。

※ 設備の電化が困難な理由が適切でない場合、電気使用の割合が20%未満であっても緩和措置が適用されない場合がある。

燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書

指定番号		事業所の名称	
------	--	--------	--

1 緩和措置の要件確認

要件確認の年度	年度	年度	年度
排出量が標準的でない年度			
原油換算エネルギー使用量	KL	KL	KL
電気使用量	千kWh	千kWh	千kWh
	KL	KL	KL
原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合	%	%	%
			%

2 設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の概要

設備の電化が困難な理由	
設備更新計画等の概要	

3 添付する書類

	△別紙（ ）のとおり
	△別紙（ ）のとおり
	△別紙（ ）のとおり

1-7. 削減義務率について

● 計画期間途中から制度対象となる新規参入事業所の削減義務率の考え方 (第四計画期間)

- 省エネ対策で目指すべき排出量削減率に、再エネ利用等による削減相当分（14%）を上乗せ
- 第四計画期間からの新規事業所は、経過措置として第四計画期間の4年度目までは第二計画期間の削減義務率に再エネ利用等による削減相当分を加えた削減義務率を適用
- 第三計画期間途中からの新規事業所の第四計画期間の削減義務率は、義務開始5年度目までは31%/29%を適用それ以降は41%/39%を適用

経過措置として2023年度までは第一期の削減義務率を適用
+
2024年度は第二期の削減義務率を適用
+
第四期は、義務開始5年度目までは第二期の削減義務率に再エネ利用等による削減相当分を加えた削減義務率を適用

計画期間	第三計画期間			第四計画期間				
年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
既存事業所	27%/25%	27%/25%	27%/25%	50%/48%	50%/48%	50%/48%	50%/48%	50%/48%
新規事業所	第三期から特定	8%/6%	8%/6%	17%/15%	31%/29%	31%/29%	41%/39%	41%/39%
	第四期から特定	指定	指定	指定	31%/29%	31%/29%	31%/29%	41%/39%
			指定	指定	指定	31%/29%	31%/29%	41%/39%
				指定	指定	指定	31%/29%	41%/39%
				指定	指定	指定	41%/39%	

経過措置期間として第二期の削減義務率に再エネ利用等による削減相当分を加えた削減義務率を適用

主に省エネ対策に関する義務率分を緩和し、再エネ利用等による削減相当分（14%）について上乗せ

計画期間	第三計画期間			第四計画期間				
年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
既存事業所	27%/25%	27%/25%	27%/25%	36%/34%	36%/34%	36%/34%	36%/34%	36%/34%
新規事業所	第三期から特定	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	27%/25%	27%/25%
	第四期から特定	指定	指定	指定	17%/15%	17%/15%	17%/15%	27%/25%
			指定	指定	指定	17%/15%	17%/15%	27%/25%
				指定				27%/25%
							27%/25%	

【第三計画期間までの固定係数による算出結果】

1-7. 削減義務率について

● 削減義務率の推移 (第四計画期間)

計画期間		第一計画期間					第二計画期間					第三計画期間					第四計画期間				
年度		H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
既存事業所		8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
新規事業所	第一計画期間の途中からの新規参入事業所	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%
	第二計画期間の途中からの新規参入事業所			指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
					指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
						指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
								指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
	第三計画期間の途中からの新規参入事業所								指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
										指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
											指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
													指定	指定	指定	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%
	第四計画期間の途中からの新規参入事業所														指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%
															指定	指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%
																指定	指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%
																	指定	指定	指定	31% / 29%	41% / 39%

経過措置

【経過措置】

- 第四計画期間の4年度目までは第二計画期間の削減義務率に再エネ利用等による削減相当分を上乗せした削減義務率 (区分Ⅰ : 31% / 区分Ⅱ : 29%) を適用
- 経過措置が終了する5年度目は、削減義務率 (区分Ⅰ : 41% / 区分Ⅱ : 39%) を適用

1. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 1 – 1. 制度概要 (スライド4)
- 1 – 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について (スライド8)
- 1 – 3. 年度排出量の算定方法について (スライド15)
- 1 – 4. 特定温室効果ガス算定報告書の記載方法について (スライド28)
- 1 – 5. その他ガス排出量の算定方法について (スライド40)
- 1 – 6. 基準排出量について (スライド42)
- 1 – 7. 削減義務率について (スライド48)
- 1 – 8. トップレベル事業所認定の仕組みについて (スライド54)**
- 1 – 9. 義務履行手段等について (スライド59)
- 1 – 10. 特定テナント等事業者の評価制度について (スライド64)
- 1 – 11. 計画書等における報告・公表内容の拡充について (スライド67)

1-8. トップレベル事業所認定の仕組みについて

● トップレベル事業所認定の変更事項 (第四計画期間)

基本的な考え方
～ゼロエミッション化に
向けた取組の促進～

- ・省エネ対策に加え、再エネ利用も含めたゼロエミッション化への取組等を評価。これらを評価する項目群を新設
- ・ゼロエミッション化に向けた取組を促進できるよう、従来よりも高い認定区分を加え、**3つの認定区分**とする。
- ・設計時に高評価の建築物は、**建築物環境計画書制度の評価を活用した認定申請も可**とする。

認定による
削減義務率等の取扱い

- ・排出削減に積極的な事業所を認定するため、**削減義務率の減少は原則として廃止、超過削減量の発行上限は撤廃**
- ・既存制度対象事業所の場合、**一定の条件下で削減義務率の減少も可**（この場合、超過削減量の上限撤廃なし）
（減少率：トップレベル事業所 Gold 3/5、トップレベル事業所 Silver 4/5）

申請等の事務手続きの
負担軽減、
認定事業所の公表等

- ・認定の信頼性を確保しながら、事業所による取組状況の**自己評価**や**第三者検証時の事務手続等の負担を軽減**
- ・認定事業所の社会的・経済的評価の向上に資するよう、広報等の取組を強化

※ 第一区分事業所、第二区分事業所の区別なく検証が受けられるよう、検証の登録区分を統合

認定区分	トップレベル事業所 Silver	トップレベル事業所 Gold	[新設] トップレベル事業所 Diamond
認定事業所のイメージ	一定水準の省エネ対策・再エネ利用を実施	「トップレベル事業所 Silver」よりも更に省エネ対策や再エネ利用の取組を実施	ゼロエミッション化に向けた省エネ・再エネに加え、更に進んだ環境配慮等を推進
認定水準	総合得点70点以上	総合得点80点以上	総合得点90点以上
必須項目※	I 一般管理事項 (15項目) II 建物及び設備性能に関する事項 (21項目) III 事業所及び設備の運用に関する事項 (13項目)		
	IV [新設] 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項 (1項目) V [新設] 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項 (2項目)		
不合格要件数	評価項目 I・II・III で 2 以内、IV・V で 2 以内 (竣工年により不合格要件の数は緩和)	評価項目 IV・V で 2 以内	0

※ () 内の必須項目数は事業所の用途や竣工年により変化する

1-8. トップレベル事業所認定の仕組みについて

● 削減義務率減少の考え方 (第四計画期間)

- ゼロエミッション化に向けた取組を積極的に進める事業所を認定するため、**削減義務率の減少措置は原則として廃止し**、認定事業所の**超過削減量の発行上限を撤廃**（超過削減量の発行上限については、スライド60参照）
- 既に認定された事業所等、**一定の条件に合致する事業所は削減義務率の減少も可能**（この場合、**超過削減量の上限撤廃なし**）

（減少率：トップレベル事業所 Gold 3/5、トップレベル事業所 Silver 4/5。トップレベル事業所 Diamondは対象外）



【削減義務率の減少申請が可能な事業所※ (第四計画期間)】

- ① 第四計画期間に**継続して認定を申請する事業所**
- ② 第四計画期間に**認定効果が継続する事業所**（その後の継続申請も対象）
- ③ 上記を除く、第三計画期間までに特定地球温暖化対策事業所に指定された事業所で、**2022年（令和4年）12月末までに第四計画期間での認定に向けた準備を進めていたことを確認できる書類を添えて認定を申請する事業所**

※ 削減義務率の減少を受ける場合は、認定申請とは別に「削減義務率減少申請」の提出が必要
（原則は超過削減量の上限撤廃となるため、意思表示をしていただくための書類）

● トップレベル事業所認定のメリット（第四計画期間に拡充）

➤ 東京都のグリーン調達における推奨事項への追加

- ・ 都が「東京都グリーン購入推進方針」に基づき物品等を調達する際の目安となる「東京都グリーン購入ガイド」において、借上契約の対象となる建築物がトップレベル認定事業所であることを、推奨事項に位置付け（令和6年度～）

➤ 金融機関等からの認知・評価の向上

- ・ CDPの質問書のうち、気候変動分野の政策立案者との協働に関する質問への回答において、トップレベル事業所認定制度に係る事業者の活動も回答可能
- ・ GRESBリアルエステイト評価（不動産に投資する企業等のESG評価指標）及び DBJ Green Building認証（環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度）において、トップレベル事業所認定が有効な認証として認められている

➤ 東京都による広報（令和6年度から拡充）

- ・ 東京都ウェブサイト上での情報公開内容の充実
- ・ 東京都デジタルツイン実現プロジェクトにおける事業所の紹介
- ・ メディアと連携した広報 等

➤ 認定証・楯、認定ロゴを使用したPR活動

- ・ 認定事業所のみが使用できる「トップレベル事業所認定ロゴマーク」を企業のパンフレット、HP、広報誌、名刺等で使用可能



東京都デジタルツイン実現プロジェクトにおける事業所の紹介



Tokyo Cap & Trade Program

トップレベル事業所認証
ロゴマーク

1-8. トップレベル事業所認定の仕組みについて

<第四計画期間の適合報告、認定申請等のスケジュール>

- 令和3年度～令和6年度認定事業所の令和7年度適合報告

報告期限 **6月末** (電力メニュー利用の場合、別途案内※)

- 令和7年度認定申請

申請期限 **9月末** (電力メニュー利用の場合、別途案内※)

- 削減義務率減少申請

令和3年度～令和6年度認定事業所 **令和7年度の適合報告時まで**

令和7年度認定申請事業所 **認定申請時**

	2024年度			2025年度										
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
適合報告(令和6年度実績)					提出									
認定申請								申請						
削減義務率減少申請					申請									
・ 令和3～6年度認定事業所														
・ 令和7年度認定申請事業所								申請						

※電力メニューを使用している場合は、都が来年3月を目途にご案内する提出期日までに提出・申請

1. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 1 – 1. 制度概要 (スライド4)
- 1 – 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について (スライド8)
- 1 – 3. 年度排出量の算定方法について (スライド15)
- 1 – 4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について (スライド28)
- 1 – 5. その他ガス排出量の算定方法について (スライド40)
- 1 – 6. 基準排出量について (スライド42)
- 1 – 7. 削減義務率について (スライド48)
- 1 – 8. トップレベル事業所認定の仕組みについて (スライド54)
- 1 – 9. 義務履行手段等について (スライド59)**
- 1 – 10. 特定テナント等事業者の評価制度について (スライド64)
- 1 – 11. 計画書等における報告・公表内容の拡充について (スライド67)

1-9. 義務履行手段等について

● 排出量取引の対象となるクレジット（第四計画期間）

排出量取引（利用できるクレジット等は第三計画期間から継続し5種類）

➤ 超過削減量

削減義務量を超えて削減した量のうち、省エネ対策・再エネ利用（オンサイト・オフサイト）の実績に応じて創出

次スライドで詳細説明

➤ 都内中小クレジット（都内削減量）

都内中小規模事業所のエネルギー使用量削減による排出削減量（※クレジット算定方法を変更）

【新たな都内中小クレジットの創出方法】

➤ 再エネクレジット（環境価値換算量・その他削減量）

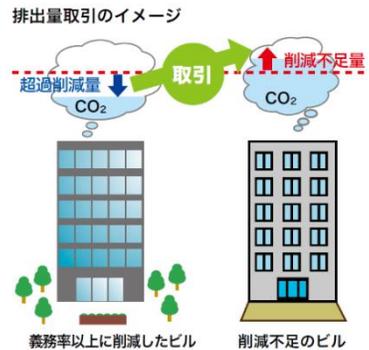
- 再エネクレジットの量の算定に使用する換算係数は、都内平均排出係数を使用
- 対象とする再エネのうち、バイオマスについては持続可能性が担保されていることが確認できる燃料由来の電気・熱を対象

➤ 都外クレジット（都外削減量）

- 都外大規模事業所の省エネ対策による削減量
- 使用する基準排出量は、根拠資料が存在しない場合に限り、第四計画期間前の直近3か年度の排出量の使用を認める

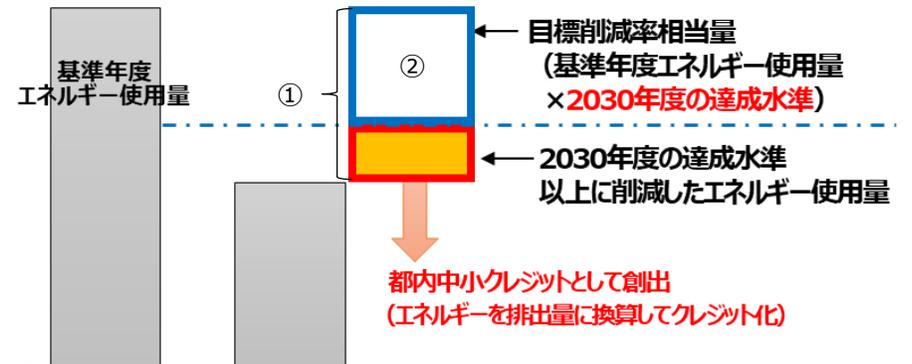
➤ 埼玉連携クレジット（その他削減量）

超過削減量は連携を継続し、中小クレジットの連携は一時休止



※ 事業者同士の相対取引で実施

「基準年度のエネルギー消費量（GJ）と算定年度のエネルギー消費量（GJ）の差分（①）から、基準年度のエネルギー消費量に『2030年度の達成水準』を乗じて得られる量（②）を減じた量（①-②）を特定温室効果ガス排出量に換算した量」とする。



中小規模事業所のエネルギー削減目標となる「2030年度の達成水準」以上に削減したエネルギー使用量相当の排出量を都内中小クレジットとして発行（但し、中小企業等（一定の要件あり）については、達成水準未達のエネルギー削減量についてもクレジット創出の対象とする）

第三計画期間からのバンキング

第三計画期間の超過削減量やクレジットを、第四計画期間の削減義務の履行に利用することができる。

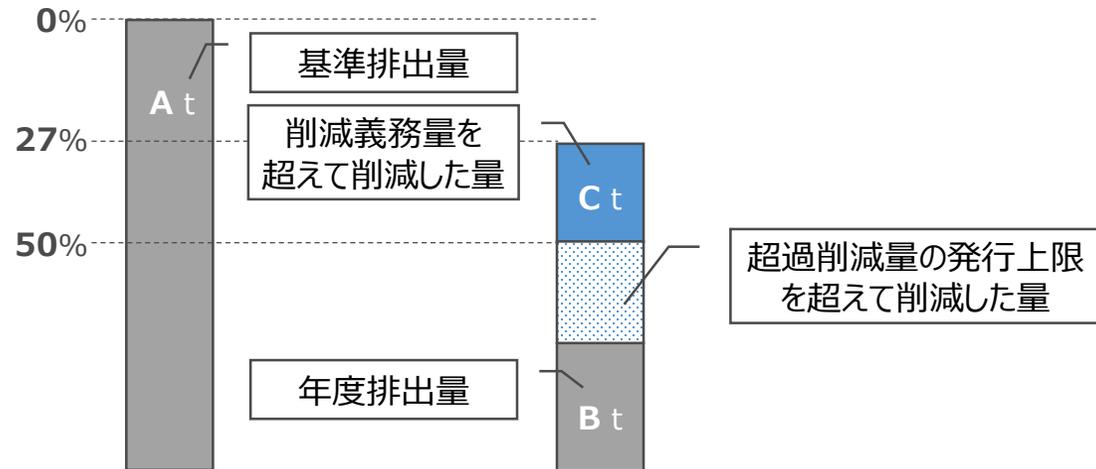
1-9. 義務履行手段等について

● 超過削減量の創出方法（第三計画期間から変更あり）

- 省エネ対策・再エネ利用（オンサイト・オフサイト）を促すため、省エネ対策・再エネ（オンサイト・オフサイト）による削減効果（右図X）が大きいほど超過削減量が多く創出される仕組みを新たに設定
- 排出係数改善及び証書利用による削減効果とその他ガス削減量（右図Y）は超過削減量の算定対象割合に含めない
- 超過削減量は第三計画期間と同様に様式内にて自動算定

【第三計画期間】

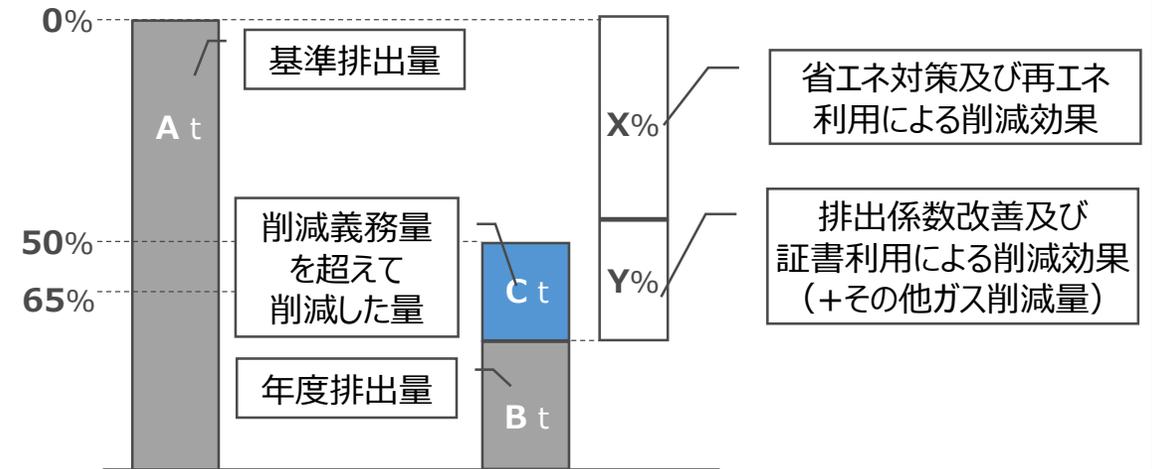
基準排出量から年度排出量を減じて得た量（基準排出量の50%上限）のうち、各年度の削減義務量を超過した量をクレジットとして発行



➡ $C [t]$ を超過削減量として創出
(基準排出量 × (50%-削減義務率) [t] が上限量)

【第四計画期間】

基準排出量から年度排出量を減じて得た量のうち、削減義務量を超過して削減した量に占める省エネ対策及び再エネ利用（オンサイト・オフサイト）による削減相当量（基準排出量の65%を上限）をクレジットとして発行



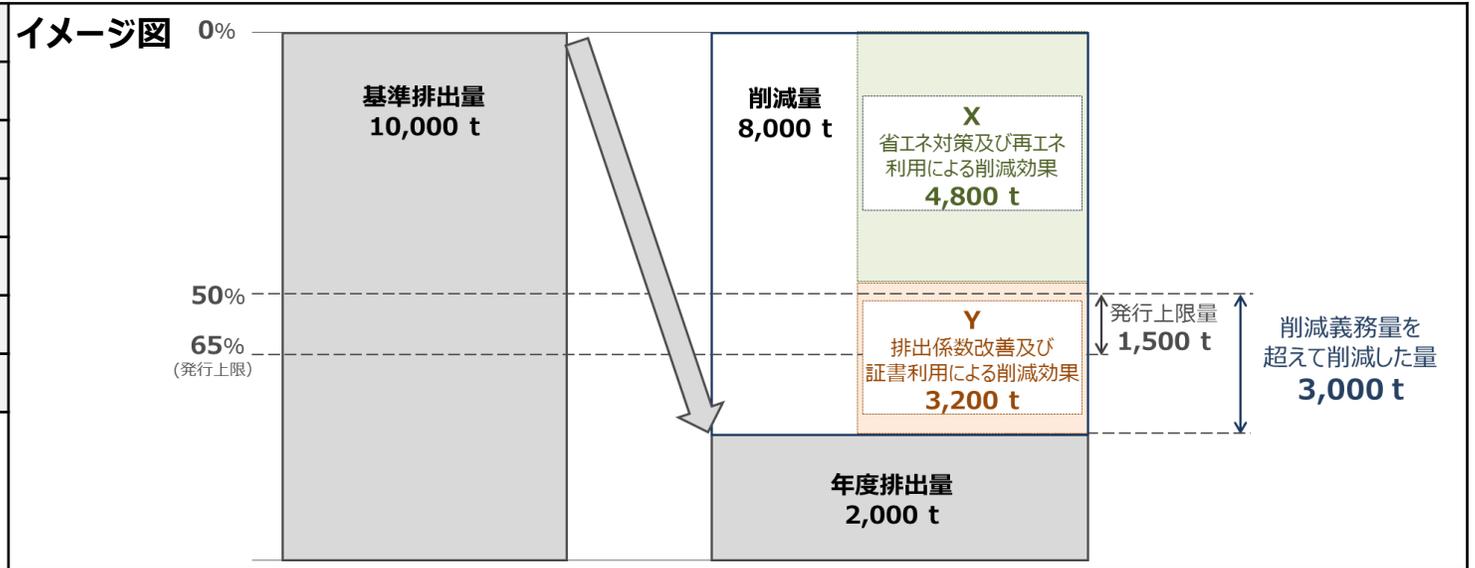
➡ $C [t] \times (X / (X + Y))$ [%] を超過削減量として創出
(基準排出量 × (65%-削減義務率) [t] が上限量)

※ トップレベル事業所認定の場合、原則、超過削減量の発行上限は撤廃される。
 ※ バーチャルPPA由来の非化石証書は再エネ利用による削減相当量（X%）に含める。
 ※ 大規模水力発電（3万kW以上）由来の電力は再エネ利用による削減相当量（X%）に含めない。

1-9. 義務履行手段等について

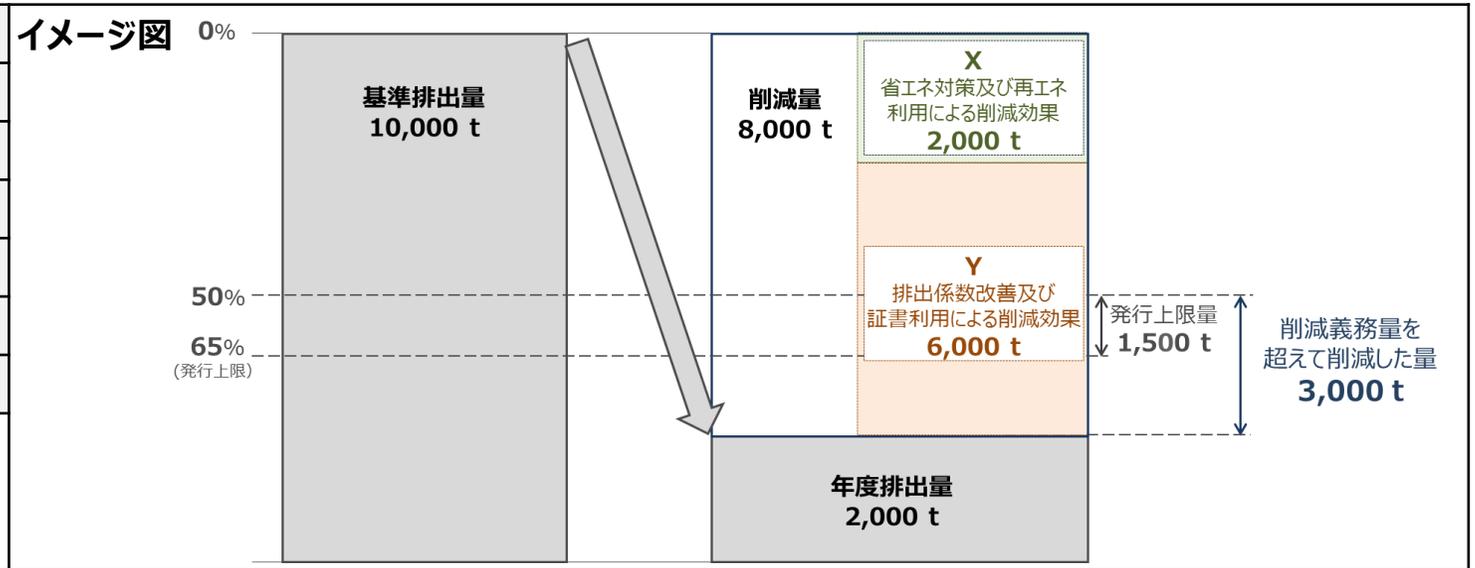
試算例A : X > Y

基準排出量	10,000 t
削減義務率	50%
超過削減量発行上限量	1,500 t
削減量	8,000 t
省エネ対策・再エネ利用 (X)	4,800 t (60%)
係数改善・証書利用 (Y)	3,200 t (40%)
削減義務量を超えて削減した量	3,000 t
計算過程	$3,000 \text{ t} \times 60\% = 1,800 \text{ t}$ $1,800 \text{ t} > 1,500 \text{ t}$ (発行上限)より、 超過削減量 : 1,500 t



試算例B : X < Y

基準排出量	10,000 t
削減義務率	50%
超過削減量発行上限量	1,500 t
削減量	8,000 t
省エネ対策・再エネ利用 (X)	2,000 t (25%)
係数改善・証書利用 (Y)	6,000 t (75%)
削減義務量を超えて削減した量	3,000 t
計算過程	$3,000 \text{ t} \times 25\% = 750 \text{ t}$ $750 \text{ t} < 1,500 \text{ t}$ (発行上限)より、 超過削減量 : 750 t



1-9. 義務履行手段等について

● その他ガス削減量（第三計画期間から変更あり）

- 削減義務対象である特定温室効果ガス以外のCO2排出量やCO2以外の温室効果ガス（CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3）を「その他ガス」とし、その排出量について、把握・報告を義務付ける。（削減義務なし）
- 上水・下水の利用に加え、新たに追加される**排出係数が設定されていない非化石燃料（水素・アンモニア）**についても、「その他ガス」として**把握・報告を義務付ける**。

➢ その他ガスの削減を目的として計画的に削減した量のうち、一定の量を超過した量が認められる場合、**当該超過量を総量削減義務に充当可能とする仕組みは継続**



【その他ガス削減量算定に係る変更事項（第四計画期間）】

- 第三計画期間では、平成14年度から平成20年度までのいずれか連続する3年度を基準年度とする必要がある。
- 第四計画期間では、**上記に加えて、使用開始時期が平成20年度途中からの事業所は、平成22年度以降から申請前年度のうち連続する3年度を基準年度とすることができるものとする（算定期間の短縮不可）**。

※ 令和7年度に、平成22年度以降の連続する3か年度を基準年度とし、その他ガス削減量を算定する事業所については、**令和7年9月末日**までにモニタリング計画書を提出すること。

※ 既存事業所で第四計画期間にその他ガス削減量を算定する場合は、第三計画期間の最終年度（**令和6年12月末日**）までにモニタリング計画書を提出すること。

【その他ガス削減量の対象範囲】

特定温室効果ガス以外のCO2	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物燃料の使用等 ・廃棄物の焼却 ・製品の製造・加工に伴い発生するCO2
CO2以外のガス（CH4, N2O, HFC, PFC, SF6, NF3）	<ul style="list-style-type: none"> ・重油などボイラーの燃料燃焼に伴い付随的に発生するメタンやN2O等
水の使用、下水への排水	

1. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 1 – 1. 制度概要（スライド4）
- 1 – 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について（スライド8）
- 1 – 3. 年度排出量の算定方法について（スライド15）
- 1 – 4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について（スライド28）
- 1 – 5. その他ガス排出量の算定方法について（スライド40）
- 1 – 6. 基準排出量について（スライド42）
- 1 – 7. 削減義務率について（スライド48）
- 1 – 8. トップレベル事業所認定の仕組みについて（スライド54）
- 1 – 9. 義務履行手段等について（スライド59）
- 1 – 10. 特定テナント等事業者の評価制度について（スライド64）**
- 1 – 11. 計画書等における報告・公表内容の拡充について（スライド67）

1-10. 特定テナント等事業者の評価について

● 特定テナント等事業者の評価（第三計画期間から変更あり）

- 第四計画期間における制度全体の変更との整合を図り、実排出係数による排出量の算定や再エネ証書の利用、再エネ利用状況の点検表への反映等の**評価方法の見直しを実施**

【現行制度の評価の考え方】

- ・点検表（70点）と削減実績（30点）の合計点に応じた総合評価
- ・テナント点検表は、推進体制の整備と運用・導入対策の2対策を評価
- ・排出実績は、削減率に応じて評価



テナント点検表						
対策	事務所・商業・宿泊			データセンター		
推進体制の整備	30点			15点		
運用・導入対策	40点			55点		
温室効果ガス排出量実績						
20%以上	10%以上～20%未満	10%未満	0%	-10%未満	-10%以上～-20%未満	-20%以上
30点	25点	20点	15点	10点	5点	0点



- 点検表（70点）と排出実績（30点）の配分は変更しない。
- **点検表に再エネ対策を追加し、点数配分を見直す。**
- **実排出係数での排出量算定に合わせて、排出実績の点数配分を見直す。**

【現行制度の評価区分】

- ・評価点に応じて、S～Cの6段階で特定テナントの取組状況の評価
- ・総合評価が「A」以上となった特定テナント事業所を優良事業者として公表



- 評価ランク（S～Cの6段階）及び評価水準は変更しない。
- 総合評価が高い事業所以外に、省エネ・再エネの取組をより評価する観点から**点検表の評価点が高い事業所も公表**。

1-10. 特定テナント等事業者の評価について

【テナント点検表の評価点の変更】

テナント点検表		
対策	事務所・商業・宿泊	データセンター
推進体制の整備	30点⇒25点	15点⇒12点
運用・導入対策	40点⇒35点	55点⇒48点
再エネ導入対策	10点	10点

＜配点振り分けの考え方＞

- ・事務所・商業・宿泊業の再エネ導入対策の配点を**10点**、省エネ対策（運用・導入対策）を**35点**とする。再エネ分を除いた残りの「60点」から省エネ対策を35点を減じ、25点を推進体制の整備に配点する。
- ・データセンターは、再エネへの配点を事務所・商業・宿泊と同値の**10点**とする。データセンターの特性を踏まえ、設備運用を重視した現行の「推進体制の整備」と「運用・導入対策」の比率は維持し、残りの60点を現在の配点比率と同等に案分する。

【温室効果ガス排出実績の評価点の変更】

温室効果ガス排出量削減率				
0%未満				
0点				
40%以上 45%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	0%以上 10%未満
15点	12点	9点	6点	3点
65%以上	60%以上 65%未満	55%以上 60%未満	50%以上 55%未満	45%以上 50%未満
30点	27点	24点	21点	18点

＜配点振り分けの考え方＞

- **テナント事業者の削減実績をより精緻に評価（削減努力をより点数に反映）する**
- ・削減率0%～40%までは10%幅とし、40%以上はより削減した事業者をきめ細かく評価するため、5%幅で配点する。
- ・点数は各削減幅3点とし、65%以上の削減で満点30点を与える。

※現行制度では、排出量が増加していた場合（削減率0%未満）でも、原単位（使用延べ面積当たりの特定温室効果ガス排出量）が対基準年度比で同等以下である場合は15点を与えている。第四計画期間においても、テナント特性に配慮して、削減率が0%未満でも原単位が基準年度以下である場合は、削減率0%の点数（3点）を与える

1. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 1 – 1. 制度概要（スライド4）
- 1 – 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について（スライド8）
- 1 – 3. 年度排出量の算定方法について（スライド15）
- 1 – 4. 特定温室効果ガス排出量算定報告書の記載方法について（スライド28）
- 1 – 5. その他ガス排出量の算定方法について（スライド40）
- 1 – 6. 基準排出量について（スライド42）
- 1 – 7. 削減義務率について（スライド48）
- 1 – 8. トップレベル事業所認定の仕組みについて（スライド54）
- 1 – 9. 義務履行手段等について（スライド59）
- 1 – 10. 特定テナント等事業者の評価制度について（スライド64）
- 1 – 11. 計画書等における報告・公表内容の拡充について（スライド67）**

1-11. 計画書等における報告・公表内容の拡充について

● 計画書等における報告・公表内容の拡充（第三計画期間から変更あり）

- 床面積当たりのエネルギー消費原単位や再エネ利用に関する目標・利用実績等を追加
- 事業所の積極的な取組を後押しするため、サプライチェーンにおける排出削減の取組など、**事業者としての脱炭素化に向けた取組等を報告・公表項目に追加**
- 記載の負担軽減を図るため、既存の**計画書様式内容の項目を見直し（変更・削除など）**

【現行の公表内容】

項目	都による公表	事業所による公表 (義務)
地球温暖化対策計画書		
・地球温暖化対策事業所の概要	○	○
・温室効果ガス排出量の削減実績及び目標		
・実施した削減対策及び自己評価 など		
特定地球温暖化対策計画書		
・特定テナント事業者の概要	○	○
・特定温室効果ガスの排出量及び原単位 など		
トップレベル認定制度		
・認定事業所名称	○	任意
・事業所照会		

+

【追加する公表内容】

項目	都による公表 ^{※1}	事業所による公表 (義務)
省エネカルテ（事業所からの報告を基に都が作成・公表）		
・事業所のCO2排出実績の推移	○	—
・事業所のCO2排出原単位の推移	○	—
・用途別のCO2排出原単位の推移（平均及び上位25% ^{※2} 水準）	○	—
・用途別のエネルギー消費原単位の推移（平均及び上位25% ^{※2} 水準）	○	—
延べ床面積当たりのエネルギー使用量	○	○
再エネ利用に係る報告		
オンサイト	種類・規模・設置年	○
	年間使用量（調達量）	▲
オフサイト	種類・規模・設置年	○
	メニュー・契約の有無	▲
小売電気供給・地域熱供給・都市ガス供給事業者	メニュー・契約の有無	○
	年間使用量（調達量）	▲
	CO2排出係数	▲
再エネ由来の証書	年間使用量（調達量）	▲
事業者としての排出量削減の取組状況		
サプライチェーンの排出量削減の取組		○
他者の排出量削減に貢献する取組		○
温室効果ガス吸収等の取組		○
環境性能評価・認証の取得状況		○
気候変動関連の国際イニシアティブへの取組状況		○

※1：公表により事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与えるとして非公表の請求があった事項については、都が妥当と認めた場合、当該事項を非公表とするなど一定の配慮を行う。

※2：上位15%水準も公表する想定

▲：事業所に不利益が生じないように、報告数値を一部加工して公表する。
公表する情報は、規模感や利用状況が概ね把握できるよう再エネ利用割合やレンジで示す

1-11. 計画書等における報告・公表内容の拡充について

《地球温暖化対策計画書の追加事項①》

(1) 延べ面積当たりエネルギー使用量の推移状況及び増減要因の分析

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
延べ面積当たり エネルギー使用量	MJ/m ²	1,333.3	1,266.7	1,200.0	1,133.3	1,066.7
延べ面積当たりエネルギー 使用量の増減要因						

延べ床面積当たりのエネルギー使用量

- 延べ床面積当たりのエネルギー使用量と増減要因を記載する。
- CO2排出量削減だけでなく、省エネ対策を一層促進し、積極的に取り組んだ事業所の評価にもつながるよう、本欄を設定

(2) 再エネの導入・利用に関する取組みに関する基本方針

再エネの導入・利用に関する取組みに関する基本方針									
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

再エネの導入・利用に関する基本方針（継続）

- 再エネ全体の導入に関する目標や長期見通し、導入を優先する再エネ種などの記載する。

(3) 再生可能エネルギー使用状況及び導入目標

	2025 年度の導入状況					年度の導入目標				
	種類	規模	(単位)	設置場所	設置年度	種類	規模	(単位)	設置場所	設置年度
事業所内 (自己設置・ オンサイトPPA 等)	太陽光	10	kW	/	2009年度以前	太陽光	10	kW	/	2009年度以前
	風力	10	kW	/	2010～2014	風力	10	kW	/	2010～2014
						太陽光	10	kW	/	2025年度以降
事業所外 (オフサイト PPA・自己託送 等)	太陽光	10,000	kW	都外	2015～2019	太陽光	10,000	kW	都外	2015～2019
	水力	5,000	kW	都外	2020～2024	水力	5,000	kW	都外	2020～2024
						バイオマス	1,000	MJ/h	都内	2025年度以降

オンサイト・オフサイト再エネの導入状況と目標

- 事業所で利用している再エネ（オンサイト・オフサイト）の現況と将来の導入計画を記載する。
- 導入計画の目標年度は、任意に設定することができるが、(2)の基本方針と整合させて、適切な目標年度を設定する。

《地球温暖化対策計画書の追加事項②》

(4) 事業所で使用する電気・熱・都市ガスの排出係数の状況

	使用する電気・熱・都市ガスの排出係数		
	排出係数		メニュー契約の有無
電 気	0.00	tCO2/千kW	契約あり
熱	0.25以下	tCO2/m ³	契約なし
都 市 ガ ス	0.020以下	tCO2/GJ	契約あり

使用している電気・熱・ガスのメニュー契約の有無と排出係数

- 事業所全体で使用している電気・都市ガス・熱の排出係数及びメニュー契約の有無を記載する。
- 排出係数は、契約している排出係数ではなく、特定温室効果ガス排出量算定報告書で**自動算定する**事業所全体の排出係数を参照して、プルダウンから該当する排出係数（**実際の数値ではなく概算値**）を選択する。

(5) エネルギー使用量に占める再エネ利用割合等

電気使用量に占める割合		%
熱使用量に占める割合		%
都市ガス使用量に占める割合		%
エネルギー使用量全体に占める割合		%
エネルギー使用量全体に占める割合 (事業所が直接充当した証書を除く)		%

エネルギーに占める再エネ利用割合

- 事業所におけるエネルギーごとの再エネ利用割合を記載する。
- 再エネ利用割合は、特定温室効果ガス算定報告書で**自動算定する値**を転記する。
- 再エネ証書の以外的手段による再エネ利用量が把握できるよう、**再エネ証書を除いた再エネ利用割合も合わせて記載する。**

(6) 上記以外の再エネ利用及びその他の自然界に存する熱の利用状況について

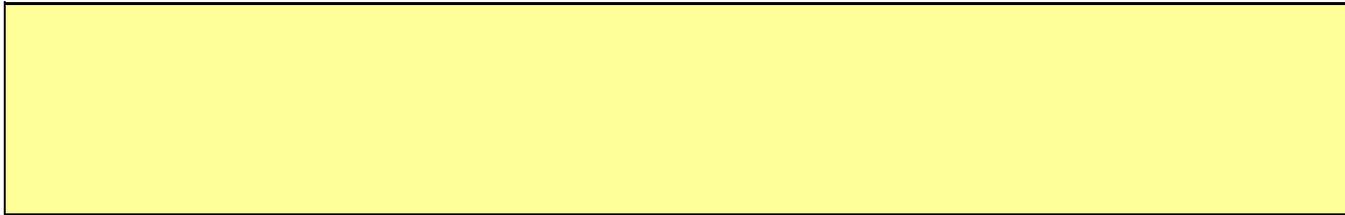
その他の再エネ利用状況

- オンサイト、オフサイト再エネとして報告する事項以外の再エネや自然熱の利用状況を記載する。
(**地中熱、海水熱、河川水熱**などを想定)

《地球温暖化対策計画書の追加事項③》

- 事業者としての排出量削減の取組状況（サプライチェーン排出量の削減、他者排出量の削減、吸収等の取組）の記載欄を拡充
- 事業所を所有する事業者のうち、主に事業所を使用している事業者が記載することを想定

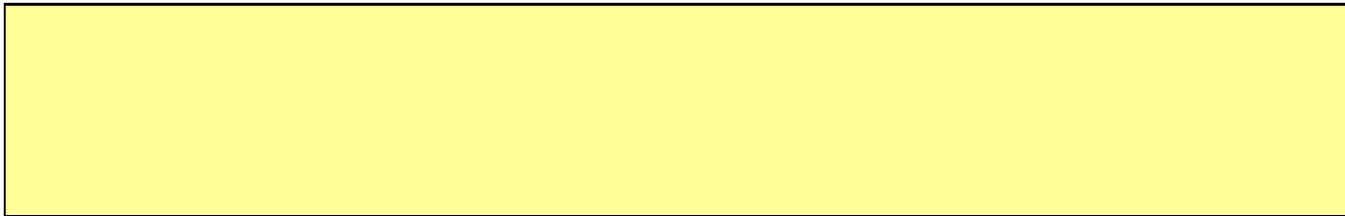
(1) サプライチェーンの温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組について



サプライチェーンの排出量削減の取組

- ・ サプライチェーン排出量（Scope3）の算定・削減の取組、企業グループ全体の温室効果ガスの排出量について記載
- ・ 他者の自動車の排出量の値や取組内容についても記載（スライド82p参照）

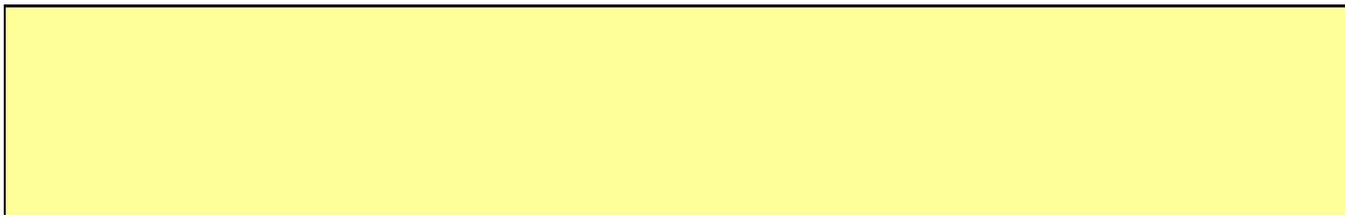
(2) 他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組について



他者の排出量削減に貢献する取組

- ・ 省エネ製品の販売等や廃棄に伴う排出量を削減する取組など、他者の排出量の削減に貢献する取組等について記載

(3) 自らの温室効果ガス吸収等の取組について



温室効果ガス吸収等の取組

- ・ 自らの森林経営等による温室効果ガス吸収の取組、吸収量及び炭素貯蔵の取組等について記載

《地球温暖化対策計画書の追加事項④》

- 事業所の評価や選択に寄与する内容として、「環境性能評価・認証取得状況」と「気候変動関連の国際イニシアティブ」を記載できる欄を追加

(4) 事業所における環境性能評価・認証取得状況について

<input checked="" type="radio"/> 取得あり			<input type="radio"/> 取得なし		
認証名	種類	評価段階	認証名	種類	評価段階
BELS	-	★★★			
ZEB	-	ZEB Ready			
CASBEE	建築(新築)	B+			
今後の取得予定					

環境性能評価・認証の取得状況や今後の取得見込

- 環境性能の取得状況を記載する。
- 取得状況は、プルダウンで選択（CASBEE、LEED、ZEB、BELS、WELL、DBJ Green Building）するほか、他の評価制度を記載することも可能

(5) 気候変動関連の国際イニシアティブへの取組状況について

<input checked="" type="radio"/> 取組あり			<input type="radio"/> 取組なし		
名称	開始年度		名称	開始年度	
SBTi	2018	年度			年度
CDP	2020	年度			年度
RE100	2020	年度			年度
今後の取組予定					

気候変動関連の国際イニシアティブへの取組状況と今後の見込

- SBTi、CDP、RE100等への参加状況等について記載
- 取組状況は、プルダウンで選択するほか、上記以外の気候変動関連の国際イニシアティブを記載することも可能

(6) その他の温室効果ガス排出量削減に寄与する取組について

<input type="text"/>					
----------------------	--	--	--	--	--

その他の排出量削減に寄与する取組

- これまでの記載欄に当てはまらない項目について記載

1-11. 計画書等における報告・公表内容の拡充について

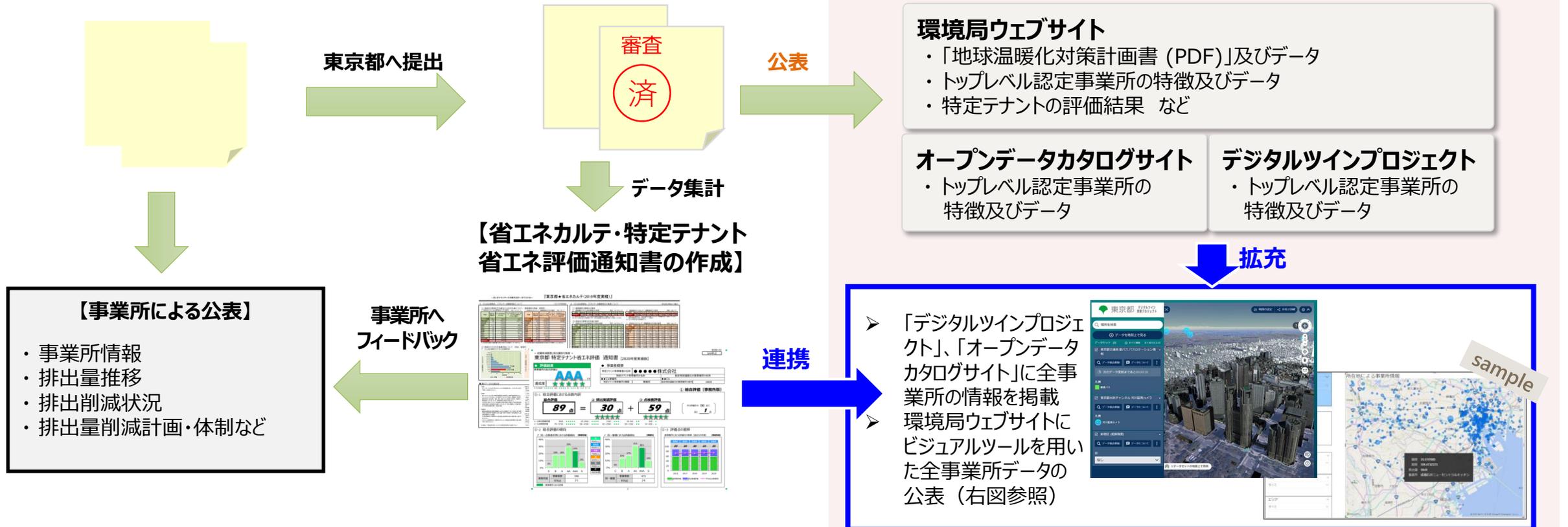
● 目標設定・取組状況等の報告・公表（第三計画期間から変更あり）

- 地球温暖化対策計画書の**報告内容の拡充**を図るほか、「東京都デジタルツイン実現プロジェクト」等とも連携し、大規模事業所の**排出量削減や再エネ利用状況等**のほか、現行制度で対象事業所にフィードバックしている**省エネカルテ（建物の床面積当たりエネルギー消費量の推移等）**の情報を掲載予定

【「地球温暖化対策計画書」等の作成】

【「地球温暖化対策計画書」等の審査】

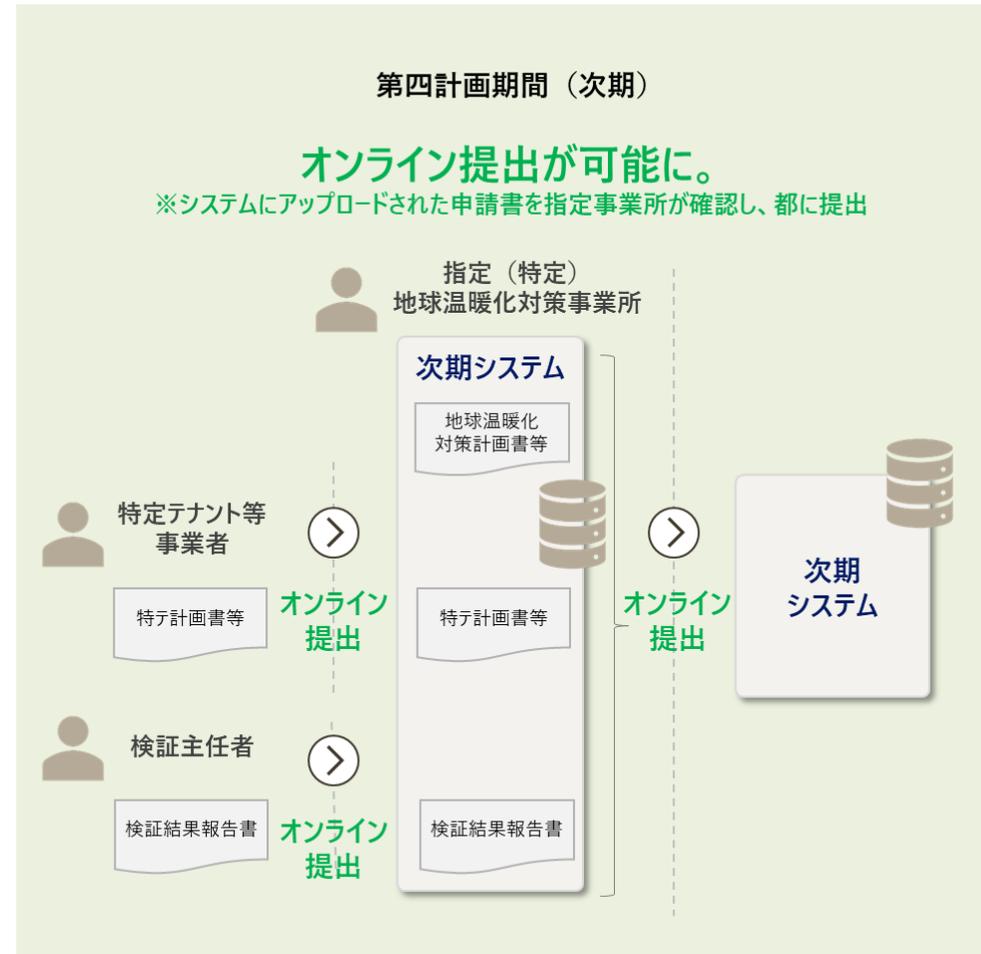
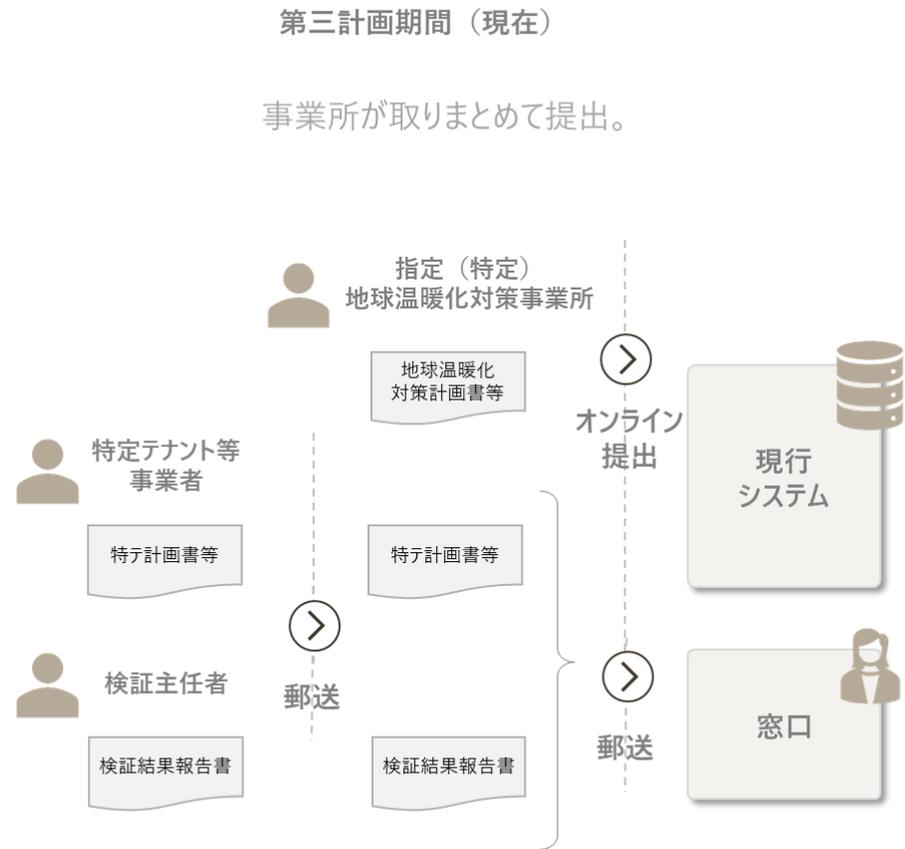
【「地球温暖化対策計画書」等の公表（HP）】



2. オンライン機能の拡大について

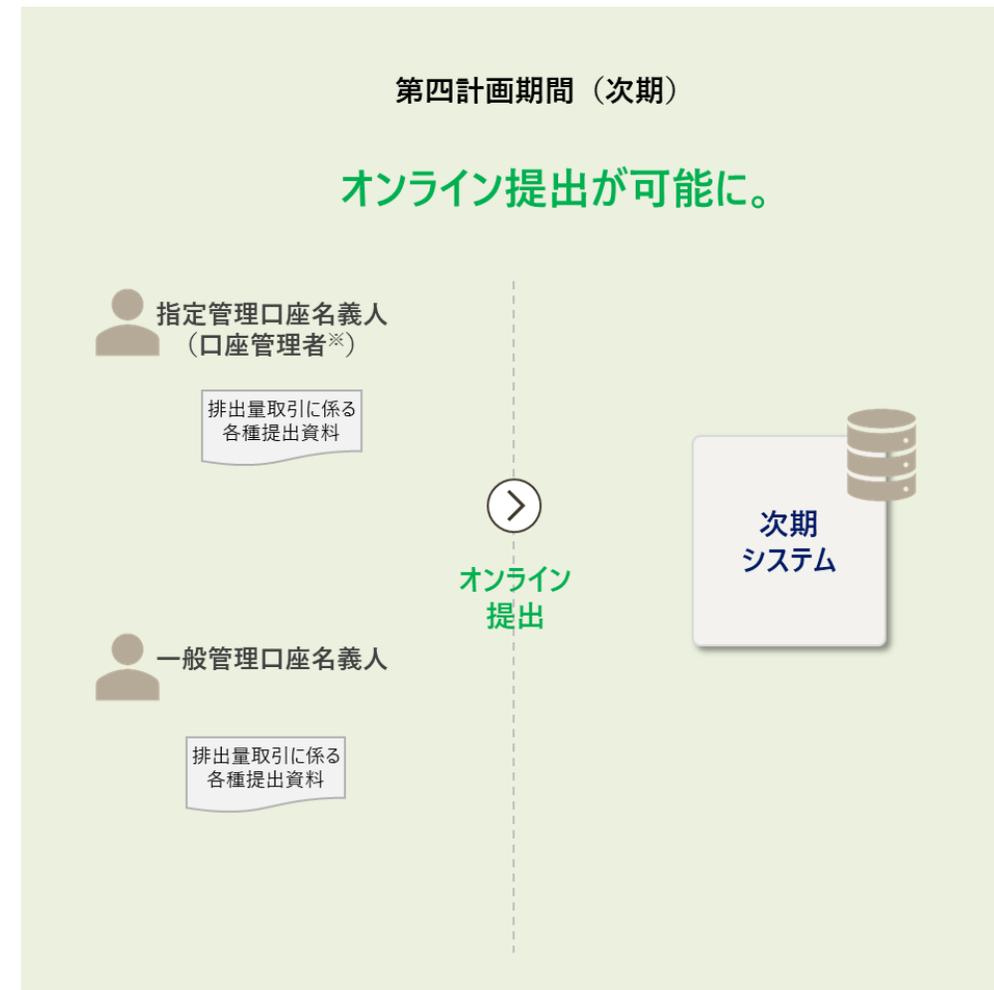
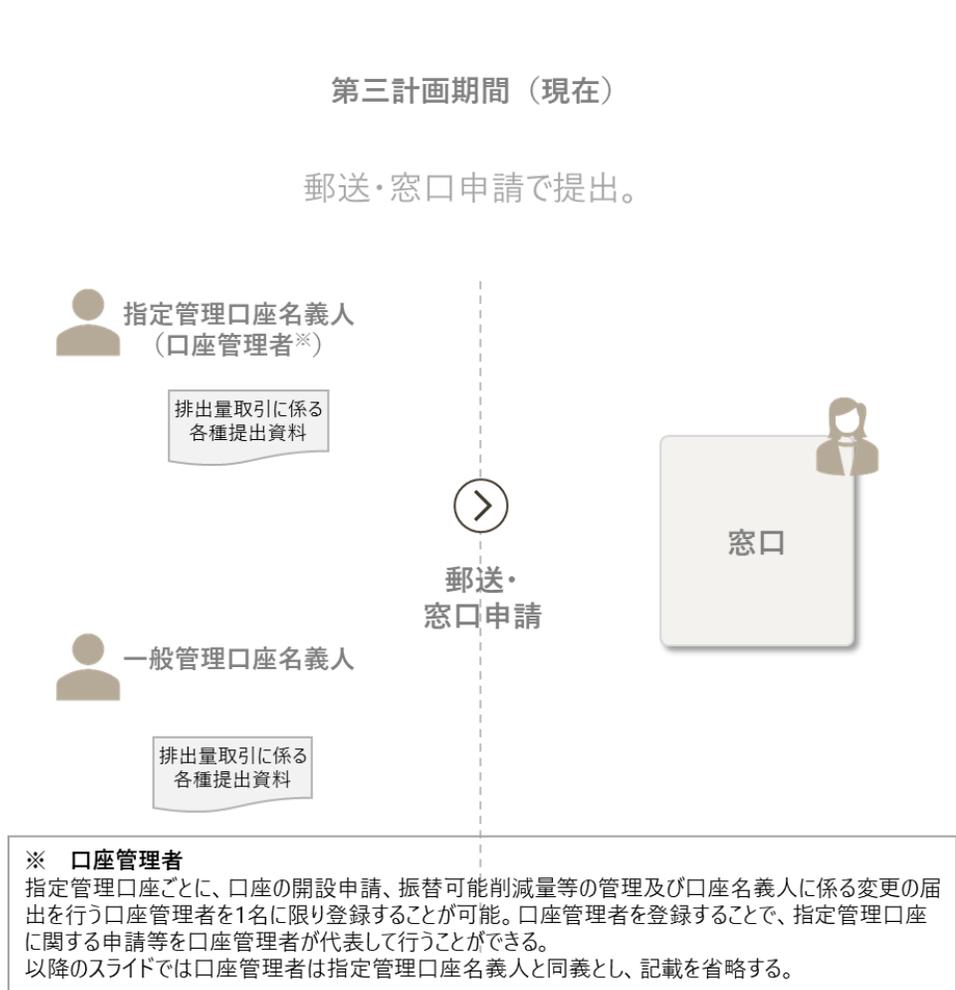
(1) オンライン提出可能な事業者の拡大

- 第四計画期間からは、**原則、書類の提出をオンラインでの提出とする。**
- オンライン提出の利便性を向上させるため、**オンライン提出可能な事業者を拡大する。**
(特定テナント等事業者や検証機関がシステムにアップロードし、事業所が確認後に都に提出)



(1) オンライン提出可能な事業者の拡大

- 排出量取引に関する書類についてもオンライン提出可能となる。
- 指定管理口座名義人や一般管理口座名義人がオンライン提出ができるようになる。



(2) オンライン提出可能な様式の拡大

- オンライン提出対象可能な様式を拡大
- 都が発行するシステムログイン用IDによって、オンライン提出可能な様式を設定

第三計画期間（現在）

オンライン提出可能な様式が限定。

40様式程度

システムログイン用ID	様式名称
事業所連絡先担当者	地球温暖化対策計画書 Etc...
指定管理口座名義人 一般管理口座名義人 特定テナント等事業者 検証主任者	－（オンライン提出可能な様式なし）

第四計画期間（次期）

オンライン提出可能な様式が拡大。

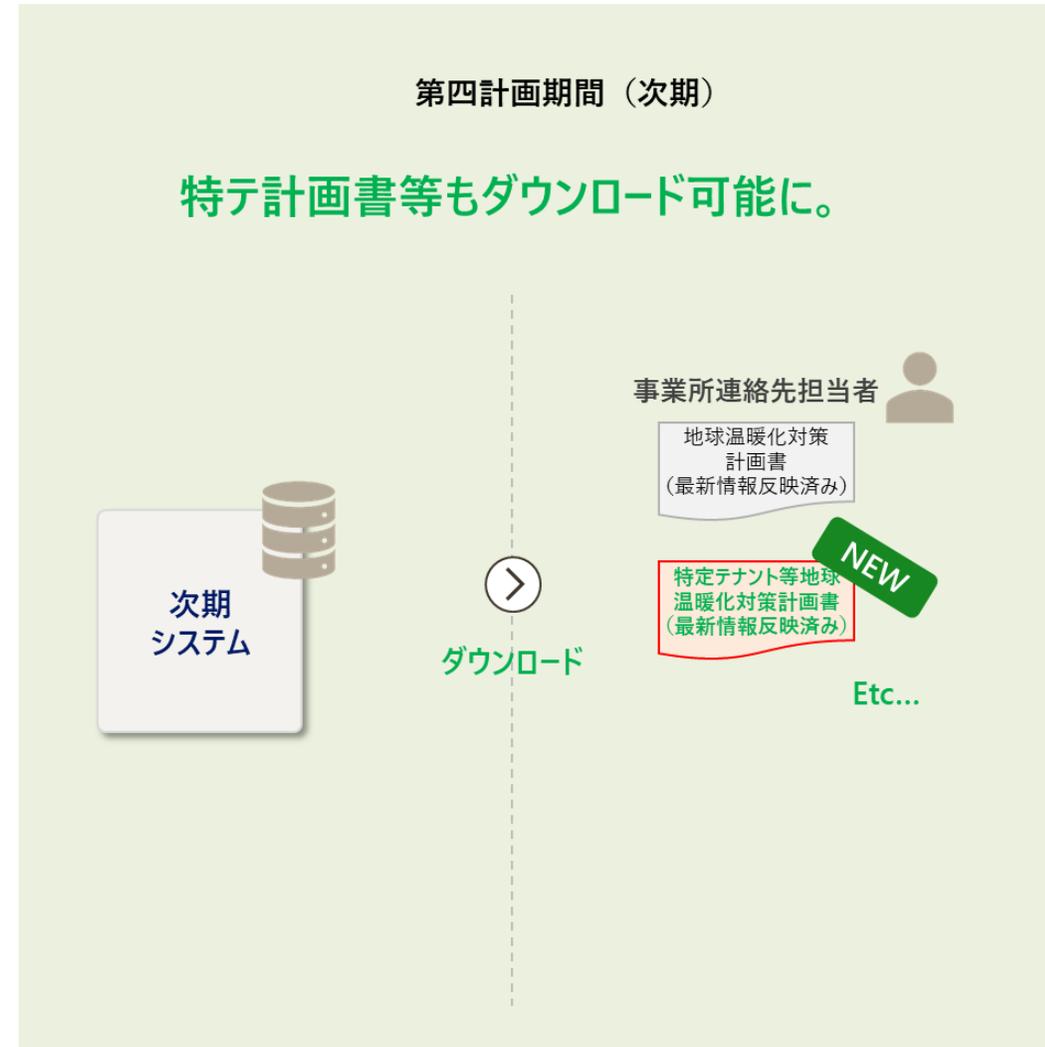
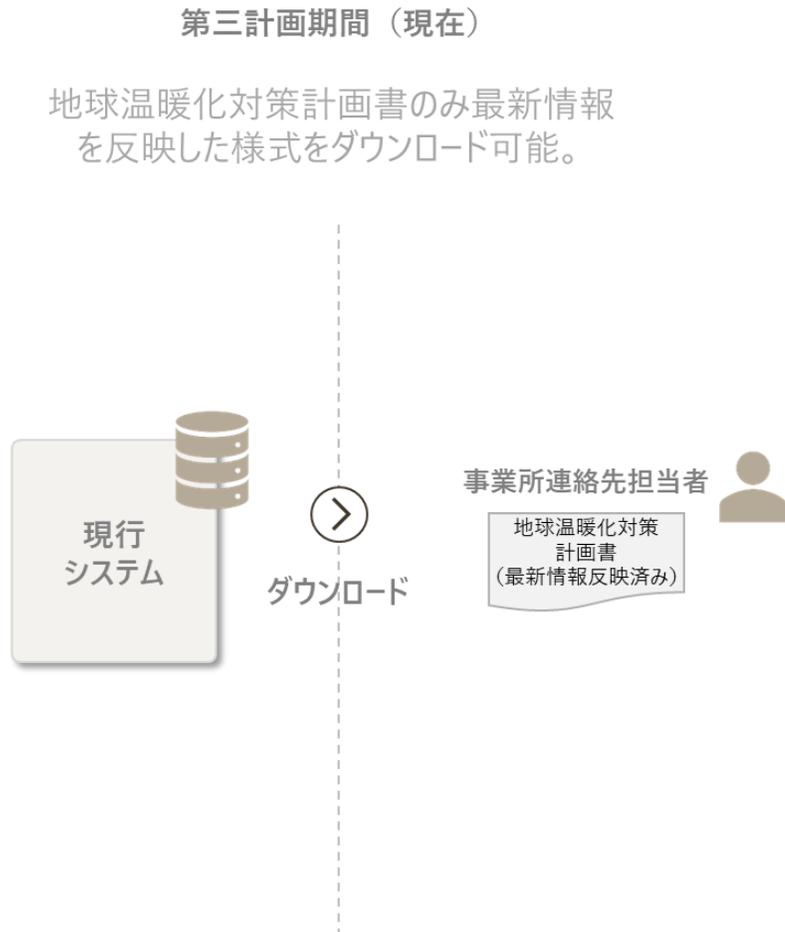
90様式程度（予定）

システムログイン用ID	様式名称
事業所連絡先担当者	第三計画期間と同様
指定管理口座名義人 （口座管理者）	振替可能削減量等発行等申請書
一般管理口座名義人	振替可能削減量振替申請書
一般管理口座名義人	一般管理口座等に係る関連付け申請書
特定テナント等事業者	特定テナント等地球温暖化対策計画書
検証主任者	計画書に添付する検証結果一式
	トップレベル申請に添付する検証結果一式
	その他ガス削減量に関する申請書類に添付する検証結果一式

⋮

(3) 最新情報を反映したダウンロード可能な様式の拡大

- 書類作成の負担軽減のため、地球温暖化対策計画書以外にも、最新情報を反映したダウンロード可能な様式を拡大

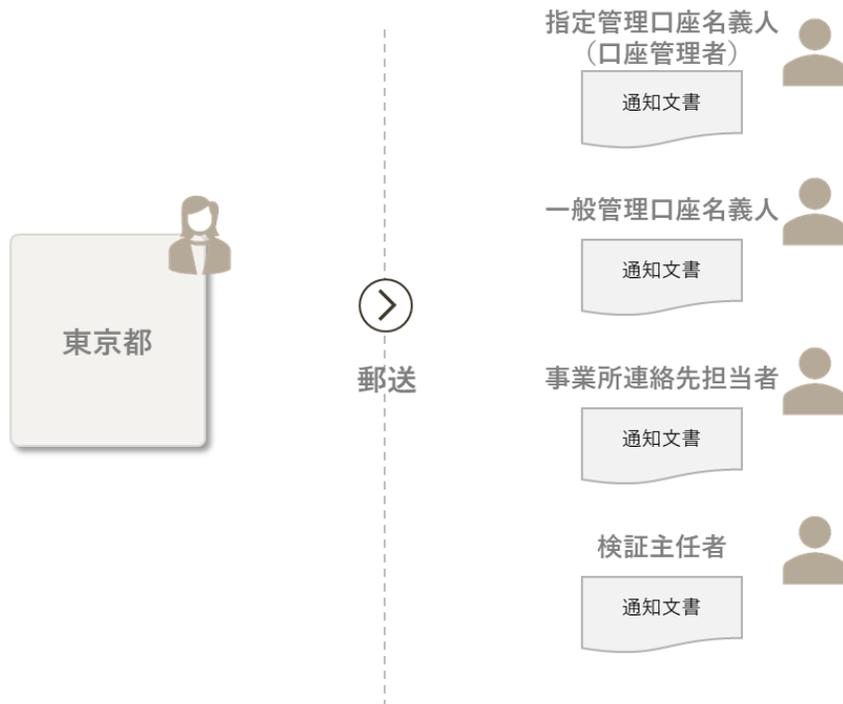


(4) オンラインによる通知

東京都から事業者への通知についてもオンラインで通知

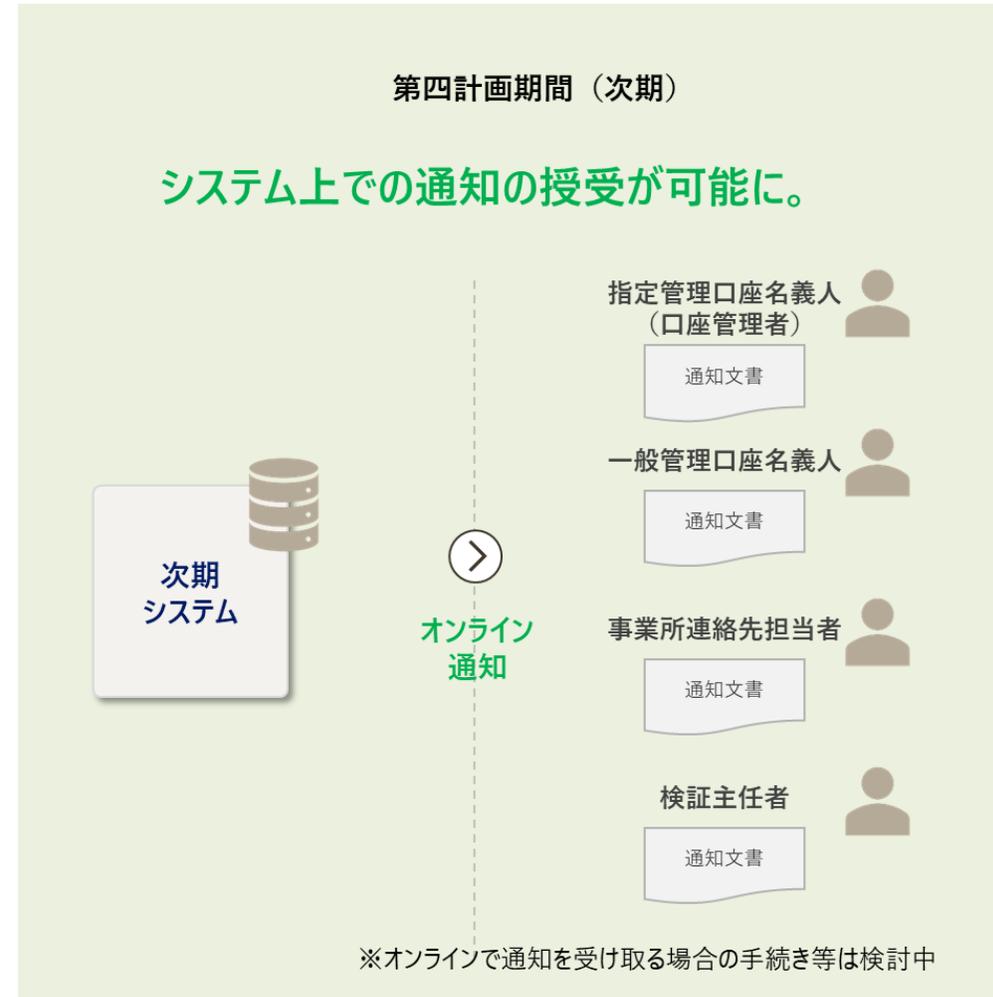
第三計画期間（現在）

郵送で通知文書を送付。



第四計画期間（次期）

システム上での通知の授受が可能に。



※オンラインで通知を受け取る場合の手続き等は検討中

(5) パスワードの発行方法

- ID・パスワードの新規発行・再発行をオンライン申請可能とする
- 第三計画期間に付与されたID・パスワードは第四計画期間のシステムでもそのまま使用可能



3. その他事項

(1) 義務対象者について

● 制度対象事業所における義務対象者の明確化 (第三計画期間から変更あり)

- 専ら住居の用に供する専有部を所有する者であっても、事業活動の用に供する部分の共用部分を持分とする者は本制度の対象事業所の所有者として取り扱っていたものを、**第四計画期間から、“事業活動の用に供する専有部を所有する者”に限る** (事業所とエントランス部分を共有するマンションの区分所有者等、住居の用に供する専有部の所有者を除く) よう**条例改正**
- 現在「所有事業者等届出書」の提出により義務対象者となることが可能な者に加え、“**専ら住居の用に供する部分のみを所有する者**”も、「**所有事業者等届出書**」の提出により、**当該事業所の義務対象者となることが可能**※

※他の義務対象者 (特定テナント等事業者を除く。) と合わせて温室効果ガスの排出について責任を有する者となるときに限る

所有者		第三計画期間まで	第四計画期間から
事業活動の用に供する専有部のみを所有する事業者		対象	対象
住居の用に供する専有部のみを所有する者		対象外	対象外
共用部を所有する者	事業活動の用に供する専有部を所有する事業者	対象	対象
	住居の用に供する専有部を所有する者	対象	対象外

所有事業者等届出書の提出により、義務対象者となることが可能

● 既存事業所における取扱い (経過措置)

- 既存事業所においては、経過措置として東京都に登録されている所有者は、**継続して義務対象者として取り扱う**
- 事業活動の用に供する専有部を所有しない者 (専ら住居の用に供する専有部を持分とする者) は、令和7年4月以降**「指定地球温暖化対策事業者変更届出書」**※の提出により**義務対象者の対象外となることが可能**

※ 事業所の状況により届出書類が異なる場合あり

- 「指定地球温暖化対策事業者変更届出書」を提出後は、当該届出書により義務対象者の対象外としなかった者が、引き続き本制度の対象事業所の義務対象者となる。

(2) 自動車点検表の提出について

● 自動車点検表 (第三計画期間から変更あり)

- 第四計画期間から**自動車点検表の提出を必須とする**
- 点検表は、**記載内容を簡略化し、事業所内で保有する自動車の燃料等使用量、次世代自動車の保有割合、自動車利用に係る地球温暖化対策の取組状況**について報告
- 「自動車利用に係る地球温暖化対策の取組状況」については、これまでどおり、事業所で保有している自動車への取組と他事業者（運送業者等）が使用している自動車への取組の2種類
- **他事業者（運送業者等）が使用している自動車の燃料等使用量の把握に努め、地球温暖化対策計画書に新たに設ける「サプライチェーンの温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組」の欄に把握状況を記載**（スライド70p参照）

（従前の自動車に係るCO₂排出量算定のための「内訳書・利用者種別集計表」を提出することも可能）

自動車点検表

1 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称	
事業所の所在地	

2 排出量の算定根拠

(1) 対象となる自動車

算定対象の自動車は、指定地球温暖化対策事業所内を使用の本拠の位置とするすべての自動車（燃料種、車種、用途を問わず、指定地球温暖化対策事業者以外の事業者（テナント等）の使用自動車も含む）です。ただし、二輪車及び事業所内でのみ使用され公道を走行しない自動車（ナンバー付き自動車でないもの）については対象外です。

他者の自動車を利用することに伴い排出される温室効果ガス排出量については可能な限り把握し、地球温暖化対策計画書への転記又は別に定める内訳書により提出してください。

(2) 事業所内の自動車保有台数及び燃料等使用量

燃料種別	延べ台数(台/年)	前年度燃料等使用量	排出量
ガソリン		L	0 t
液化石油ガス (LPG)		L	0 t
天然ガス (CNG)		Nm ³	0 t
軽油		L	0 t
プラグインハイブリッド(ガソリン)		L	0 t
プラグインハイブリッド(軽油)		L	0 t
ハイブリッド(ガソリン)		L	0 t
ハイブリッド(LPG)		L	0 t
ハイブリッド(軽油)		L	0 t
電気		kWh	
燃料電池		kWh	
合計	0		0 t

3 事業所内の自動車による排出量の推移状況

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
排出量	0 t	t	t	t	t
次世代自動車所有割合	0 %	%	%	%	%

4 自動車の利用に係る現状の地球温暖化対策の取組状況

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策の取組状況

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
取組状況 (実施対策/全対策数)	0 / 63	0 / 63	0 / 63	0 / 63	0 / 63

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策の取組状況

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
取組状況 (実施対策/全対策数)	0 / 24	0 / 24	0 / 24	0 / 24	0 / 24

4. 御質問等をお寄せいただく場合の方法等

(1) 御質問等をお寄せいただく場合の方法等

- 説明会の御質問等については、「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口で受付しておりますので、以下に示す方法にて相談窓口にご連絡ください。

【窓口相談の方法】

- 御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式（質問シート）」を御活用いただき、「メールでの提出」に御協力をお願い申し上げます。
 （「総量削減義務と排出量取引システム」上のメッセージ交換機能での送信も可能です。）
 「共通の書式（質問シート）」は、こちらのURLからダウンロードしてください。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/faq/question_download/
- 皆様からいただいた御質問に対する回答は、対象事業所の全ての皆様と広く共有させていただきたいと考えております。このため、一般的な御質問等への回答内容は、東京都環境局ホームページ等で、主な質問への回答（FAQ）として掲載させていただく場合がありますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

【送付先】 東京都環境局気候変動対策部総量削減課
 「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

Eメール：ondanka31@ml.metro.tokyo.jp（制度全般に関する御質問）
torihiki@ml.metro.tokyo.jp（排出量取引に関する御質問）

《1. 説明会終了後のアンケート記入のお願い》

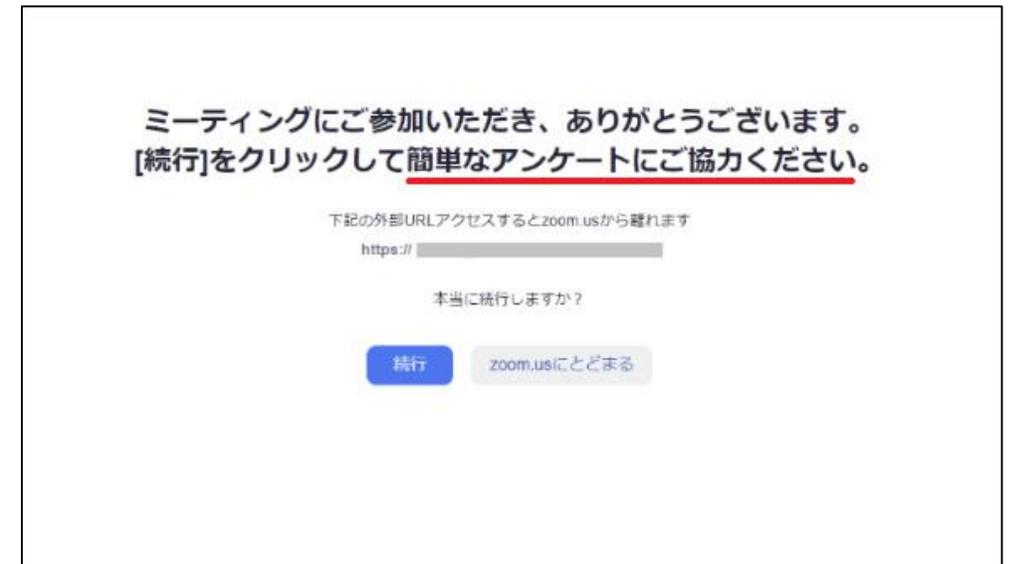
- 今後の説明会の運営等に参考にさせていただくため、アンケートの記入をお願いいたします。
- 回答は基本的にプルダウンで選択いただき、5分程度で回答いただける内容となっております。

【来場いただいた事業者の方】

- ✓ 配布していますアンケート用紙からアンケートフォームにアクセスいただき御回答をお願いします。
- ✓ アンケートフォームにアクセスできない方は、御記入いただき、会場外のアンケート箱に投函してください。

【WEB聴講の事業者の方】

- ✓ 説明会終了後、右図の画面が表示されます。
- ✓ 「続行」をクリックいただき、アンケートの御回答をお願いします。



《2. 今後の制度に関するご案内》

- 令和6（2024）年度の地球温暖化対策計画書の提出期限は11月末日ですので、遅滞なく御提出をお願いします。
- 第四計画期間のガイドラインと様式（一部）を都のHP（以下、URL）にて公表していますので御活用ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/4ki_guidelines/